

大和市地域防災計画修正案・新旧対照表

総則	-----	P 1
地震災害対策計画編		
第 1 章 災害予防対策計画	-----	P 2
第 2 章 災害応急対策計画	-----	P 12
第 3 章 災害復旧・復興対策計画	-----	P 24
第 4 章 東海地震に関する事前対策計画	-----	P 25
風水害対策計画編		
第 1 章 災害予防対策計画	-----	P 28
第 2 章 災害応急対策計画	-----	P 40
第 3 章 災害復旧・復興対策計画	-----	P 64
特殊災害対策計画編	-----	P 65

地域防災計画修正（案） 内容ごとの参照頁

大和市地域防災計画（修正素案）概要版 4. 今回の主な修正内容より

（1）■災害対策基本法等の改正内容による修正■

（次頁表中、災対法）

- ①避難行動要支援者名簿の作成等に関する修正
P 6、7、11、20、36、52、54、60
- ②屋内待避等の安全確保措置を追加
P 40、52
- ③インターネットを活用した情報伝達を追加
P 3、9、14、26、29、38、47
- ④指定緊急避難場所、指定避難所の位置づけ
P 5、6、30、31
- ⑤地区防災計画の提案制度の追加
P 1、7、35
- ⑥り災証明に関する記載を修正
P 24、25、64
- ⑦安否情報の提供等を追加
P 16、20、56、59
- ⑧被災者台帳の作成等を追加
P 24、64
- ⑨緊急車両の通行ルート確保のため放置車両対策を追加
P 17、18、25、57、58

（2）■その他法改正によるもの■（次頁表中、関係法）

- ①気象業務法の改正
P 2、13、42、43
- ②水防法の改正
P 32、55

（3）■その他の修正■（次頁表中、その他）

- ①雪害対策の新設
P 69
- ②火山災害対策の新設
P 76
- ③風水害時の避難判断基準の追加
P 49
- ④一時滞在施設の追加
P 6、26、31
- ⑤スタンドパイプ応急給水用資機材の記載を追加
P 19、58
- ⑥市内 PR ボードの活用
P 15、16、48、56
- ⑦避難生活施設を位置づけ
P 5、6、30、31
- ⑧放射性物質災害対策の修正
P 65
- ⑨県営水道の配水池の変更
P 19、59
- ⑩MCA無線についての記載を追加
P 3、4、14、15、28、47、55
- ⑪竜巻等の突風に関する情報と竜巻から身を守るための行動を追加し、併せて風水害時の市民の対応を修正
P 33、45

修正内容番号	修正後	修正前
⑤ ①、②	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1節 計画の策定方針</p> <p>1 省略</p> <p>2 計画の構成と性格</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 災害対策基本法に基づき、地区居住者等により地区防災計画が提案され、大和市防災会議で本計画に定める必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>第2節 計画の概要</p> <p>地域防災計画の構成図中</p> <p>第4編 特殊災害対策計画編に</p> <p>第7節 雪害対策計画、第8節 火山災害対策計画を追加。</p> <p>第5編 地区防災計画編を追加、資料編を第5編から第6編に繰り下げ</p> <p>第7節 風水害等被害の想定</p> <p>1～7 略</p> <p>8 雪害</p> <p><u>本市において、大雪により都市機能に支障が発生した場合を想定する。</u></p> <p>9 火山災害</p> <p><u>本市に係る活火山である富士山・箱根山が噴火した場合を想定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1節 計画の策定方針</p> <p>1 省略</p> <p>2 計画の構成と性格</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 計画の概要</p> <p>地域防災計画の構成図 (略)</p> <p>第7節 風水害等被害の想定</p> <p>1～7 略</p> <p>(新設)</p>

修正内容番号	修正後	修正前
関係法 ①	<p style="text-align: center;">第2編 地震災害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防対策計画</p> <p>第6節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 特別警報との関係</u></p> <p><u>気象庁は、特別警報の運用を開始し、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には、最大限の警戒を呼び掛ける。地震災害では震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報と位置づけている。</u></p> <p><u>特別警報が発表された場合、居住する地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、最大限の警戒が必要となる。</u></p> <p>2 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組む。</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">第2編 地震災害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防対策計画編</p> <p>第6節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>2 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>ア 固定系</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組む。</p> <p>イ 移動系</p> <p>災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災</p>

修正内容番号	修正後	修正前
<p>その他 ⑩</p> <p>③ ③ ③</p>	<p><u>(2) デジタルMCA無線</u> デジタルMCA無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難所ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確保して、全施設へ一斉通信することなどが可能である。</p> <p><u>(3) J-A L E R T (全国瞬時警報システム) (略)</u></p> <p><u>(4) 非常無線通信 (略)</u></p> <p><u>(5) 衛星携帯電話 (略)</u></p> <p><u>(6) その他の通信網 (略)</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ CATV・インターネット等 市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV <u>(株式会社ジェイコムイーストとの協定によるJ:COM チャンネル)</u>・インターネット等 <u>(市ホームページ、P S メール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス)</u> を活用する。</p> <p>3 被災者支援情報システムの構築等 (1) (略) (2) 通信手段</p>	<p>害対策本部と指定避難所ほか各設置施設及び情報収集職員間の通信を確保するために使用する。市では、平成 25 年度までに防災行政無線（移動系）を廃止し、代替としてより安定した広域での一斉通信ができる MCA 無線を導入する。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) J-A L E R T (全国瞬時警報システム) (略)</p> <p>(3) 非常無線通信 (略)</p> <p>(4) 衛星携帯電話 (略)</p> <p>(5) その他の通信網</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ CATV・インターネット等 市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV・インターネット等（市防災情報システムの活用に努める。</p> <p>3 被災者支援情報システムの構築等 (1) (略) (2) 通信手段</p>

修正内容番号	修正後	修正前
その他 ⑩	<p>市は、一般市民や避難所、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページやP Sメール、<u>MCA 無線、CATV、インターネット</u>等各種通信手段の活用を図る。</p> <p>第8節 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の区分 (略)</p>	<p>市は、一般市民や避難所、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページやP Sメール等各種通信手段の活用を図る。</p> <p>第8節 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の区分 (略)</p>

修正内容番号	修正後				修正前																																								
災対法 ④	【避難場所の区分】 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 300 383 419">区分</th> <th data-bbox="392 300 680 419">避難場所の性格</th> <th data-bbox="689 300 891 419">指定主体</th> <th data-bbox="900 300 1144 419">具体的な場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 426 383 639"> <u>指定緊急避難場所</u> </td> <td data-bbox="392 426 680 639"> <u>異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設</u> </td> <td data-bbox="689 426 891 639"> <u>国の定める基準により市が指定</u> </td> <td data-bbox="900 426 1144 639"> <u>資料3-2</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 646 383 860"> 一時避難場所 </td> <td data-bbox="392 646 680 860"> 災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所 </td> <td data-bbox="689 646 891 860"> 各自主防災会が指定 </td> <td data-bbox="900 646 1144 860"> 近くの公園、空地、学校等のオープンスペース </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 866 383 1054"> 広域避難場所 </td> <td data-bbox="392 866 680 1054"> 大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所 </td> <td data-bbox="689 866 891 1054"> 県の定める基準により市が指定 </td> <td data-bbox="900 866 1144 1054"> 資料3-3 </td> </tr> </tbody> </table>				区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所	<u>指定緊急避難場所</u>	<u>異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設</u>	<u>国の定める基準により市が指定</u>	<u>資料3-2</u>	一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-3	【避難場所の区分】 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 300 1301 419">区分</th> <th data-bbox="1310 300 1592 419">一時避難場所</th> <th data-bbox="1601 300 1906 419">広域避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 426 1301 639"> 避難場所の性格 </td> <td data-bbox="1310 426 1592 639"> 災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所 </td> <td data-bbox="1601 426 1906 639"> 大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 646 1301 719"> 指定主体 </td> <td data-bbox="1310 646 1592 719"> 各自主防災会等が指定 </td> <td data-bbox="1601 646 1906 719"> 県の定める基準により市が指定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 726 1301 853"> 具体的な場所 </td> <td data-bbox="1310 726 1592 853"> 近くの公園、空地、学校等のオープンスペース </td> <td data-bbox="1601 726 1906 853"> 資料3-3 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1187 906 1682 970">指定避難所</th> <th data-bbox="1691 906 1906 970">一時滞在施設</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1187 976 1417 1024">指定避難所</th> <th data-bbox="1426 976 1682 1024">特定指定避難所</th> <th data-bbox="1691 976 1906 1024"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 1031 1417 1246"> 災害により家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設 </td> <td data-bbox="1426 1031 1682 1246"> 指定避難所に収容することが困難な要援護者等を収容するための施設 </td> <td data-bbox="1691 1031 1906 1246"> 休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1252 1417 1316"> 市が指定 </td> <td data-bbox="1426 1252 1682 1316"> 市が指定 </td> <td data-bbox="1691 1252 1906 1316"> 市が指定 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	一時避難場所	広域避難場所	避難場所の性格	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	指定主体	各自主防災会等が指定	県の定める基準により市が指定	具体的な場所	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	資料3-3	指定避難所		一時滞在施設	指定避難所	特定指定避難所		災害により家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	指定避難所に収容することが困難な要援護者等を収容するための施設	休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設	市が指定	市が指定	市が指定
区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所																																										
<u>指定緊急避難場所</u>	<u>異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設</u>	<u>国の定める基準により市が指定</u>	<u>資料3-2</u>																																										
一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース																																										
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-3																																										
区分	一時避難場所	広域避難場所																																											
避難場所の性格	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所																																											
指定主体	各自主防災会等が指定	県の定める基準により市が指定																																											
具体的な場所	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	資料3-3																																											
指定避難所		一時滞在施設																																											
指定避難所	特定指定避難所																																												
災害により家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	指定避難所に収容することが困難な要援護者等を収容するための施設	休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設																																											
市が指定	市が指定	市が指定																																											
その他 ⑦	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1074 271 1268">指定避難所</th> <th data-bbox="280 1074 383 1268">避難生活施設</th> <th data-bbox="392 1074 680 1268">避難場所の性格</th> <th data-bbox="689 1074 891 1268">指定主体</th> <th data-bbox="900 1074 1144 1268">具体的な場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="392 1074 680 1268"> 災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設 </td> <td data-bbox="689 1074 891 1268"> 市が指定 </td> <td data-bbox="900 1074 1144 1268"> <u>資料3-4</u> </td> </tr> </tbody> </table>				指定避難所	避難生活施設	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所			災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	<u>資料3-4</u>																															
指定避難所	避難生活施設	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所																																									
		災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	<u>資料3-4</u>																																									

修正内容番号	修正後				修正前			
その他 ④		難所 特定 指定 避難	指定避難所に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定	資料3-4	市立各小中学校 [※] 、 県立高等学校、協 定締結私立学校	福祉施設、コミュニテ ィセンター等	草柳小学校 各学習センター (林間を除く)
	一時滞在 施設	帰宅困難者に休憩場所 や情報の提供を実施す る受け入れ施設	市が指定	草柳小学校 各学習センター (林間を除く)及び 協定締結先の市内 事業所				
災対法 ④	<p>3 避難場所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定緊急避難場所</u></p> <p><u>災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法49条の4に基づき、政令で定める基準に適合する場所または施設であり、異常な現象の種類ごとに定める。</u></p> <p><u>(3) 広域避難場所 (略)</u></p> <p><u>(4) 指定避難所</u></p>				<p>3 避難場所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 広域避難場所 (略)</p> <p>(3) 指定避難所</p>			
その他 ⑦ 災対法 ①	<p><u>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所には、避難生活施設と特定指定避難所があり、指定避難所は、住居等の喪失などが発生した被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて指定避難所を開設する。開設する指定避難所は、災害対策本部長が決定する。指定避難所の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対策」による。</u></p> <p><u>また、市は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設とし</u></p>				<p>指定避難所は、住居等を喪失するなどの被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設であり、市による開設が必要である。また、すべての指定避難所を開設するものでなく、被害の状況に応じた指定避難所を開設する。開設する指定避難所は、災害対策本部長が決定する。</p> <p>指定避難所の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対策」による。</p> <p>なお、市は高齢者、障がい者等の災害時要援護者を収容するための施</p>			

修正内容番号	修正後	修正前
⑤ ①	<p>て特定指定避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める。</p> <p><u>(5) 一時滞在施設 (略)</u></p> <p>第16節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～5 略</p> <p>6 地区防災計画の提案等</p> <p><u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、地区防災計画を作成し、大和市防災会議へ提案できる。地区防災計画は当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。</u></p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配慮者として、特段の対策が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処す</p>	<p>設として特定指定避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める。</p> <p>(4) 一時滞在施設 (略)</p> <p>第16節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～5 略 (新設)</p> <p>第18節 災害時要援護者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害時要援護者として、特段の配慮が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、災害時要援護者の増加する状況に適切に</p>

修正内容番号	修正後	修正前
	<p>るため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 略</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、避難行動要支援者名簿を作成する。本市では、大和市避難行動要支援者支援策において避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。</p> <p><u>(1) 避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）となる方</u></p> <p>ア <u>自治会または自主防災会</u></p> <p>イ <u>地区民生委員児童委員協議会</u></p> <p>ウ <u>地区社会福祉協議会</u></p> <p><u>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方</u></p> <p>ア <u>70歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が70歳以上の高齢者世帯</u></p> <p>イ <u>身体障害者手帳1級又は2級の方</u></p> <p>ウ <u>療育手帳A1、A2の方（自閉症などの知的障がい）</u></p> <p>エ <u>精神障害者保健福祉手帳1級の方</u></p> <p>オ <u>介護保険法の要介護度3～5の方</u></p> <p>カ <u>難病指定を受けている方、医療機器を使用している方（県からの情報提供による）</u></p>	<p>対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 略</p> <p>2 要援護者対策</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等については、自らの移動・行動が困難あるいは制限されるため、防災上特別の配慮を払う必要がある。</p> <p>(1) 対象者の把握</p> <p>担当部は、所掌業務遂行上の必要から対象者の把握に努める。</p> <p>この場合、対象者のプライバシーの保護には、十分に配慮しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

修正内容番号	修正後	修正前
③ 災対法	<p><u>キ その他支援が必要と判断される方（申し出により登録）</u></p> <p><u>（３）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> <u>名簿には、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、支援等を必要とする事由、その他市長が必要と認める事項を記載する。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、支援を受けるために市への登録を希望する方からの申請を受け作成する。</u></p> <p><u>（４）避難行動要支援者名簿の更新に関する事項</u> <u>名簿情報は年に１回定期更新する。</u></p> <p><u>（５）提供した名簿情報の取扱いや保管管理に市が求める措置及び講ずる措置</u> <u>市は、名簿情報を提供した避難支援等関係者が取組の目的を理解し、取扱責任者、従事者の範囲、扱う情報の範囲、情報収集方法、情報の保管方法などの個人情報取扱いに関するルールを定めるように指導する。</u></p> <p><u>３ 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</u> 高齢者、障がい者等、<u>要配慮者</u>の生活の確保及び治療体制の確保等、 県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努める。</p> <p><u>（１）情報伝達の多様性</u> <u>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FMやまと、J・COM チャンネル、PS メールや緊急速報メールなど、避難</u></p>	<p>（２）支援体制の整備 高齢者、障がい者等、要援護者の生活の確保及び治療体制の確保等、 県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努める。</p> <p>（新設）</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ①	<p><u>行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(2) 防災についての指導・啓発 広報等を通じて、<u>避難行動要支援者</u>をはじめ、家族、地域住民に対する<u>指導</u>や啓発活動を行う。</p> <p>ア <u>避難行動要支援者</u>及びその家族に対する指導</p> <p>(ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。</p> <p>(イ) 発災時に近隣の協力が得られるように自治会の活動等に参加し、日頃から隣近所と顔の見える交流を図ること。</p> <p>(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。</p> <p>(エ) <u>避難行動要支援者支援制度</u>への登録申請を行い、<u>市や地域での支援体制づくり</u>に協力すること。</p> <p>イ 地域住民に対する指導</p> <p>(ア) <u>地域住民に避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義について説明し、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。</u></p> <p>(イ) 発災時には、<u>安全確保のため、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に</u>協力すること。</p> <p>(ウ) 防災訓練等に<u>避難行動要支援者</u>及びその家族が参加するよう働きかけること。</p> <p><u>(エ) 避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うこと。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 防災についての指導・啓発 広報等を通じて、対象者を始め、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。</p> <p>ア 対象者及びその家族に対する指導</p> <p>(ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。</p> <p>(イ) 発災時に近隣の協力が得られるように自治会の活動等に参加し、日頃から隣近所と顔の見える交流を図ること。</p> <p>(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。</p> <p>(エ) 災害時要援護者支援制度への登録申請を行ない、地域が行う制度の取り組みに協力すること</p> <p>イ 地域住民に対する指導</p> <p>(ア) 自主防災組織等において、地域に居住する災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。</p> <p>(イ) 発災時には、対象者の安全確保に協力すること。</p> <p>(ウ) 防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 災害時要援護者支援制度の活用 災害時要援護者支援制度は、要援護者の避難・救助活動に近隣の住民</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ①	<p>4 外国人に対する防災対策（略）</p> <p>5 避難所対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、避難所の指定にあたっては、<u>集団生活や一般的な設備での生活に適應できない</u>高齢者、障がい者等<u>の要配慮者</u>が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した避難所（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>(3) 市は、高齢者、障がい者<u>等の要配慮者</u>の生活の場として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。</p> <p>(4) 市は、高齢者、障がい者等に配慮した構造、設備を整えた、<u>要配慮者</u></p>	<p>などによる共助を活用する制度である。要援護者が市へ個人情報を提供することの同意を含めた登録申請を行なうことで、地域で対象者に関する情報を共有し、災害時の安否確認を含む応急活動に役立てる。市では要援護者の避難・救助活動及び避難生活支援に共助の力が生かせるように登録申請の勧奨を行なうとともに制度の推進に努める。</p> <p>(ア) 対象 単身もしくは二人世帯の70歳以上の方、重度の障がいがある方など。</p> <p>(イ) 情報の共有先 自治会、自主防災会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、消防団など。</p> <p>3 外国人に対する防災対策（略）</p> <p>4 避難所対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、避難所の指定にあたっては、高齢者、障がい者等が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した避難所（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>(3) 市は、高齢者、障がい者の生活の場として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。</p> <p>(4) 市は、高齢者、障がい者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住</p>

修正内容番号	修正後	修正前
	<p><u>向け</u>の応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障がい者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。</p> <p>(5) 略</p>	<p>宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障がい者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。</p> <p>(5) 略</p>
	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び関係機関が市民の協力を得て、それぞれが有する機能を効率よく発揮することで災害の<u>拡大</u>を阻止し、又は被害を最小限にすることができる。</p> <p>災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。特に突発的に発生する地震災害等の広域に及ぶ大規模災害に対応するためには、すばやい対応がその後の応急対策の実施にとって重要なものになるため、応急活動体制は、災害対策本部が十分に機能する体制が整うまでの間の初動応急活動体制とその後の応急活動体制とに区分して位置づける。</p> <p>各職員は各自の役割をよく理解するとともに災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知したうえで、計画に捉われず、現場に即した対応をとることを心がける。<u>なお、災害応急対策に従事する者は自身の身の安全を確保したうえで、応急活動を実施する。</u></p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 動員基準</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び関係機関が市民の協力を得て、それぞれが有する機能を効率よく発揮することで災害の発生を阻止し、又は被害を最小限にすることができる。</p> <p>災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。特に突発的に発生する地震災害等の広域に及ぶ大規模災害に対応するためには、すばやい対応がその後の応急対策の実施にとって重要なものになるため、応急活動体制は、災害対策本部が十分に機能する体制が整うまでの間の初動応急活動体制とその後の応急活動体制とに区分して位置づける。</p> <p>各職員は各自の役割をよく理解するとともに災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知したうえで、計画に捉われず、現場に即した対応をとることを心がける。</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 動員基準</p>

修正内容番号	修正後					修正前						
関係法 ①	【災害非常配備基準】（表 一部略）					【災害非常配備基準】（表 一部略）						
	区分		災害警戒本部	災害対策本部			区分		災害警戒本部	災害対策本部		
	体制		警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備	体制		警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備
配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき <具体的事例> ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき <具体的事例> ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき <u>特別警報が発表されたとき</u>	配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき <具体的事例> ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき <具体的事例> ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき	
<p>第4節 地震情報等の収集、伝達</p> <p>1 地震情報等の種類及び予警報・情報の発表等</p> <p>(1) 地震情報等の種類</p> <p>ア <u>緊急地震速報</u></p> <p>イ 震度速報</p> <p>ウ <u>震源に関する情報</u></p> <p>エ <u>震源・震度に関する情報</u></p>					<p>第4節 地震情報等の収集、伝達</p> <p>1 地震情報等の種類及び予警報・情報の発表等</p> <p>(1) 地震情報等の種類</p> <p>ア 地震情報</p> <p>イ 震度速報</p> <p>ウ 各地の震度に関する情報</p> <p>エ 緊急地震速報</p>							

修正内容番号	修正後	修正前
その他 ⑩ 災対法 ③ その他 ⑩	<p>オ <u>各地の震度に関する情報</u></p> <p>カ <u>大津波警報</u></p> <p>キ 津波<u>警報</u></p> <p><u>ク 津波注意報</u></p> <p><u>ケ 津波情報</u></p> <p>第6節 通信の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 有線通信途絶の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市各部班との連絡</p> <p>災害現場等に出動している各部班との連絡は、防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話、<u>MCA無線</u>等により行う。</p> <p>なお、有線通信設備の速やかな応急復旧を図るために、関係機関に対して所要の要請を行う。</p> <p>3～7 略</p> <p>第7節 災害広報</p> <p>1 略</p> <p>2 災害広報の伝達</p> <p>災害に関する予報や情報は、あらゆる状況下においても確実に伝達する必要があることから、次の方法を用いる。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)</p>	<p>オ 津波情報</p> <p>カ 津波警報</p> <p>キ 津波注意報</p> <p>第6節 通信の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 有線通信途絶の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市各部班との連絡</p> <p>災害現場等に出動している各部班との連絡は、市防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話等により行う。</p> <p>なお、有線通信設備の速やかな応急復旧を図るために、関係機関に対して所要の要請を行う。</p> <p>3～7 略</p> <p>第7節 災害広報</p> <p>1 略</p> <p>2 災害広報の伝達</p> <p>災害に関する予報や情報は、あらゆる状況下においても確実に伝達する必要があることから、次の方法を用いる。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)</p>

修正内容番号	修正後	修正前
<p>その他 ⑥</p> <p>その他 ⑩</p>	<p>(3) FMやまと (4) やまと PS メール (5) インターネット (<u>市ホームページ、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス</u>) <u>(6) CATV (株式会社ジェイコムイーストとの協定による J:COM チャンネル)</u> <u>(7) 緊急速報メール</u> <u>(8) 大和市役所公式ツイッター</u> <u>(9) 広報車巡回</u> <u>(10) 市内 PR ボード</u> <u>(11) 自主防災会広報班による地域内個別広報</u></p> <p>3・4 略</p> <p>第11節 避難対策 1～5 略 6 避難所の運営 (1) 避難所従事者の職務内容 ア 避難者の掌握に努める。なお、避難所収容台帳(様式1)を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。 イ 負傷者に対して応急手当を実施するとともに、必要に応じて医療救護所等へ搬送する。 <u>ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、避難所の状況の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。</u> エ 避難所内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、担当部</p>	<p>(3) FMやまと (4) やまと PS メール (5) インターネット (市防災情報システム) (6) 緊急速報メール (7) 大和市役所公式ツイッター (8) 広報車巡回 (9) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3・4 略</p> <p>第11節 避難対策 1～5 略 6 避難所の運営 (1) 避難所従事者の職務内容 ア 避難者の掌握に努める。なお、避難所収容台帳(様式1)を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。 イ 負傷者に対して応急手当を実施するとともに、必要に応じて医療救護所等へ搬送する。 ウ 避難所内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、担当部長の指示を仰ぐ。 エ 自主防災組織や住民等から仮設トイレ設置訓練経験者を募り、仮設ト</p>

修正内容番号	修正後	修正前
⑦ ⑥ ⑧	<p>長の指示を仰ぐ。</p> <p>オ 自主防災組織や住民等に<u>携帯トイレの使用を案内する。必要に応じて、仮設トイレを設置する。</u></p> <p>カ 避難所の安全に常に注意し、危険と<u>判断</u>した場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>キ 食糧、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p> <p>ク <u>訪問者等からの安否確認等の問い合わせに対応する。</u></p> <p>ケ 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ 避難所の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を經由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p><u>市災害対策本部は、私設避難所についても、指定避難所と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、市内PRボードを積極的に活用する。</u></p>	<p>イレを迅速に設置する。</p> <p>オ 避難所の安全に常に注意し、危険とされた場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>カ 食糧、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p> <p>キ 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>ク 避難所の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を經由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、私設避難所への避難者に対し、公設の避難所に移動するように案内するとともに避難住民の名簿を作成する。</p> <p>私設避難所への避難者が市災害対策本部の案内に従わない場合、当該避難住民から責任者を選任させ、施設の安全管理体制を整える。</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ⑨	<p>第 1 2 節 交通対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 道路の応急復旧</p> <p>(1) 道路管理者は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、災害応急対策が円滑に実施できるよう、<u>緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等の措置</u>、障害物の除去、応急復旧等、次の点に留意し、必要な復旧道路（橋梁）を重点的に確保する。</p> <p>ア 救急、救助、消火活動上重要な道路</p> <p>イ 医療対策計画上重要な道路（救急指定病院、広域医療機関及びヘリコプター臨時離発着場に通じる道路）</p> <p>ウ 広域応援受け入れ及び緊急生活物資等輸送上重要な道路（本編第 1 章第 11「緊急輸送道路」で指定する路線で応急対策活動上必要な道路）</p> <p>(2) 道路管理者は、災害応急対策の応援に関する協定等に基づき協力を要請し、<u>車両その他物件の移動等</u>、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(3) 道路上の<u>車両その他物件の移動等</u>、障害物の除去について、道路管理者、警察、自衛隊等は、状況に応じて協力し必要な措置をとる。</p> <p>4・5 略</p> <p>第 1 3 節 緊急輸送対策</p> <p>災害が発生した場合に、被災者及び災害応急対策に必要な人員、物資等を緊急に輸送するための輸送道路、輸送力の確保等、輸送体制の迅速な確立を図る。</p>	<p>第 1 2 節 交通対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 道路の応急復旧</p> <p>(1) 道路管理者は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、災害応急対策が円滑に実施できるよう、障害物の除去、応急復旧等、次の点に留意し、必要な復旧道路（橋梁）を重点的に確保する。</p> <p>ア 救急、救助、消火活動上重要な道路</p> <p>イ 医療対策計画上重要な道路（救急指定病院、広域医療機関及びヘリコプター臨時離発着場に通じる道路）</p> <p>ウ 広域応援受け入れ及び緊急生活物資等輸送上重要な道路（本編第 1 章第 11「緊急輸送路」で指定する路線で応急対策活動上必要な道路）</p> <p>(2) 道路管理者は、災害応急対策の応援に関する協定等に基づき協力を要請し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(3) 道路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、自衛隊等は、状況に応じて協力し必要な措置をとる。</p> <p>4・5 略</p> <p>第 1 3 節 緊急輸送対策</p> <p>災害が発生した場合に、被災者及び災害応急対策に必要な人員、物資等を緊急に輸送するための輸送路、輸送力の確保等、輸送体制の迅速な確立を図る。</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ⑨	<p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路の確保</p> <p>市、県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図りながら、<u>緊急輸送道路を確保する。市は、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路の確保</p> <p>市、県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図りながら、輸送路を確保する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ⑦	<p>イ～カ 略 (3)・(4) 略</p> <p>第19節 生活確保対策</p> <p>1～8 略</p> <p>9 安否情報の提供</p> <p><u>被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地にいた者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。</u></p> <p><u>市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u></p> <p>10 災害相談・広聴対策</p>	<p>イ～カ 略 (3)・(4) 略</p> <p>第19節 生活確保対策</p> <p>1～8 略 (新設)</p> <p>9 災害相談・広聴対策</p>
災対法 ①	<p>第23節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害対応力の弱い「要配慮者」とすることができる。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため、市は、県及び関係機関と協力し、被災時の男女のニーズの違い等、</p>	<p>第23節 災害時要援護者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害対応力の弱い「災害時要援護者」とすることができる。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、災害時要援護者の増加する状況に適切に対処するため、市は、県及び関係機関と協力し、被災時の男女のニーズの違い等、</p>

修正内容番号	修正後	修正前
	<p>男女共同参画の視点にも十分に配慮して必要な対策を講じる。</p> <p>1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>ア 情報の選択、内容</p> <p>市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように避難に関する情報の伝達に当たっては、以下の点などに配慮する。</p> <p>(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。</p> <p>(イ) 情報伝達の方法等は避難行動要支援者ごとに異なることに留意する。</p> <p>(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選択して伝達する。</p> <p>(2) 避難支援</p> <p>ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、個別支援プラン表などに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(ア) 避難支援等関係者等の安全確保</p> <p>避難支援等関係者本人又はその家族等は、自身の身の安全を確保したうえで、避難支援を実施する。また、市は、避難支援等関係者が安全確保に十分に配慮するように努める。</p> <p>(イ) 災害時の避難支援における守秘義務</p> <p>名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等に必要に応じて得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせることは守秘義務違反には該当しない。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への</p>	<p>い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮して必要な対策を講じる。</p> <p>(新設)</p>

修正内容番号	修正後	修正前
	<p><u>避難支援</u></p> <p><u>(ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供</u></p> <p><u>市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。</u></p> <p><u>(イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先</u></p> <p><u>前項の場合において、自衛隊の部隊や県警からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも必要に応じて名簿情報を提供する。</u></p> <p><u>(ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止</u></p> <p><u>平常時から名簿情報を保有していない者に対して名簿情報を提供する場合には、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。また、名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するなど、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じることを求める。さらに避難支援等関係者その他の者の避難支援が終了した際には、名簿情報の廃棄・返却等の必要な措置をとる。</u></p> <p>2 要配慮者への生活支援</p> <p>市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 要配慮者に配慮した<u>うえで</u>避難所の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。</p>	<p>1 災害時要援護者への生活支援</p> <p>市は、災害時要援護者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 災害時要援護者に配慮した避難所の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。</p>

修正内容番号	修正後	修正前
	<p>イ～カ 略</p> <p>(2) 要配慮者用施設の開設 自宅や避難所で被災生活をしている要配慮者のうち、特別な援護を必要とする要配慮者を対象に、あらかじめ指定した社会福祉施設等を要配慮者用施設として開設する。</p> <p>(3) 要配慮者用施設等への支援 要配慮者用施設の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう、関係機関と調整を図る。</p> <p>(4) 要配慮者の搬送 特別な援護を必要とする要配慮者については、救急隊及びその他関係機関の協力を得て、要配慮者用施設や広域の社会福祉施設等に搬送する。</p> <p>3 応急住宅</p> <p>(1) 応急仮設住宅 応急仮設住宅の建設については、本章第 19 節「生活確保対策」に定めるとおりであるが、県との協議により、次の事項に配慮するとともに入居については、要配慮者を優先した入居認定基準とする。 ア 応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者を含む世帯が偏らないように配慮する。 イ 高齢者世帯や障がい者等の要配慮者が居住する応急仮設住宅は、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。</p> <p>(2) 住宅のあつ旋 応急仮設住宅に入居した要配慮者の健康状態、必要な介護状況を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅をはじめ</p>	<p>イ～カ 略</p> <p>(2) 災害時要援護者用施設の開設 自宅や避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする災害時要援護者を対象に、あらかじめ指定した社会福祉施設等を災害時要援護者用施設として開設する。</p> <p>(3) 災害時要援護者施設等への支援 災害時要援護者用施設の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう、関係機関と調整を図る。</p> <p>(4) 災害時要援護者の搬送 特別な援護を必要とする災害時要援護者については、救急隊及びその他関係機関の協力を得て、災害時要援護者用施設や広域の社会福祉施設等に搬送する。</p> <p>2 応急住宅</p> <p>(1) 応急仮設住宅 応急仮設住宅の建設については、本章第 19 節「生活確保対策」に定めるとおりであるが、県との協議により、次の事項に配慮するとともに入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。 ア 応急仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者を含む世帯が偏らないように配慮する。 イ 高齢者世帯や障がい者等の応急仮設住宅は、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。</p> <p>(2) 住宅のあつ旋 応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護状況を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅を</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ⑥ 災対法 ⑧	<p>とした住宅のあっ旋を積極的に行う。</p> <p>4 情報提供</p> <p>(1) 市災害対策本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など<u>要配慮者</u>のための情報手段の確保に努める。</p> <p>(2) 人工透析や分娩を必要とする者、難病患者などへ医療情報を提供する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第12節 り災証明書の発行</p> <p>り災証明は、災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うに当たって必要となる<u>ため</u>、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、り災証明書の発行に先立ち<u>住民基本台帳を利用するなどして</u>、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。<u>り災証明が被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>被災者台帳</u>の作成</p> <p><u>市は、本市で災害が発生し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、上記の被害調査の結果をもとに</u></p>	<p>はじめとした住宅のあっ旋を積極的に行う。</p> <p>3 情報提供</p> <p>(1) 市災害対策本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報手段の確保に努める。</p> <p>(2) 人工透析や分娩を必要とする者、難病患者などへ医療情報を提供する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第12節 り災証明書の発行</p> <p>り災証明は、災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うにあたって必要とされる家屋等の被害程度について、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、り災証明書の発行に先立ち、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(2) り災者台帳の作成</p> <p>上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成する。</p>

修正内容番号	修正後	修正前
災対法 ⑥	<p><u>個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を集約した被災者台帳を作成する。</u></p> <p>(3) り災証明書の発行事務 市は、被災者の「り災証明書」発行申請<u>を受けた場合に</u>、上記被災者台帳で<u>被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する。</u>また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行も行う。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第3節 大和市の対応</p> <p>1～5 略</p>	<p>(3) り災証明書の発行事務 市は、被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災者台帳で確認し、発行する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第3節 大和市の対応</p> <p>1～5 略</p>
災対法 ⑨	<p>6 緊急輸送</p> <p>(1) 警察が実施する交通規制に協力する。<u>また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。</u></p> <p>(2) 物資等の輸送については、緊急輸送計画により実施する。</p> <p>(3) 県で定める緊急輸送<u>道路、本市で定める緊急輸送道路を補完する道路</u>の経路を確認し、必要車両を準備する。</p> <p>7～12 略</p>	<p>6 緊急輸送</p> <p>(1) 警察が実施する交通規制に協力する。</p> <p>(2) 物資等の輸送については、緊急輸送計画により実施する。</p> <p>(3) 県及び本市で定める緊急輸送路、の経路を確認し、必要車両を準備する。</p> <p>7～12 略</p>

修正内容番号	修正後	修正前
③ ④ ④	<p>第5節 市民への周知</p> <p>1・2 略</p> <p>3 広報手段 広報は、防災行政無線、<u>地震</u>防災信号、広報車、FM やまと、<u>J:COMチャンネル</u>、インターネット等 <u>(市ホームページ、P Sメール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス)</u>、本市の保有する手段及び協力を得られる各機関等のあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。なお、政府及び神奈川県では、報道機関の協力を得て実施することとなっている。</p> <p>第6節 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 関係機関の措置 (1)～(3) 略 (4) 本市 ア 略 イ 一時滞在施設の開設、隣接市の避難施設 帰宅困難者に対して、一時滞在施設（林間を除く各学習センター及</p>	<p>第5節 市民への周知</p> <p>1・2 略</p> <p>3 広報手段 広報は、防災行政無線、防災信号、広報車、FM やまと、インターネット等、本市の保有する手段及び協力を得られる各機関等のあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。なお、政府及び神奈川県では、報道機関の協力を得て実施することとなっている。</p> <p>第6節 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 関係機関の措置 (1)～(3) 略 (4) 本市 ア 略 イ 一時滞在施設の開設、隣接市の避難施設 帰宅困難者に対して、一時滞在施設（林間を除く各学習センター及</p>

修正内容番号	修正後	修正前
	<p>び草柳小学校、<u>並びに協定締結先の市内事業所</u>) を開設し保護する。 さらに、隣接市の協力を得て、隣接市が開設する避難施設への案内も実施する。</p> <p>3 略</p>	<p>び草柳小学校) を開設し保護する。さらに、隣接市の協力を得て、隣接市が開設する避難施設への案内も実施する。</p> <p>3 略</p>

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ⑩	<p style="text-align: center;">第 3 編 風水害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 災害予防対策計画</p> <p>第 8 節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組む。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) デジタルMCA無線</u></p> <p><u>デジタルMCA無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難所ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確認し</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 編 風水害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 災害予防対策計画</p> <p>第 8 節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>ア 固定系</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組む。</p> <p>イ 移動系</p> <p>災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と指定避難所ほか各設置施設及び情報収集職員間の通信を確保するために使用する。市では、平成 25 年度までに防災行政無線（移動系）を廃止し、代替としてより安定した広域での一斉通信ができる MCA 無線を導入する。</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
③ 災対法	<p><u>て、全施設へ一斉通信することなどが可能である。</u></p> <p><u>(3)</u> J－A L E R T（全国瞬時警報システム）（略）</p> <p><u>(4)</u> 非常無線通信（略）</p> <p><u>(5)</u> 衛星携帯電話（略）</p> <p><u>(6)</u> その他の通信網（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ CATV・インターネット等</p> <p>市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV <u>(株式会社ジェイコムイーストとの協定によるJ:COMチャンネル)</u>・インターネット等（<u>市ホームページ、P Sメール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定によるYahoo!サービス</u>）<u>を活用する。</u></p> <p>2 被災者支援情報システムの構築等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 通信手段</p> <p>市は、一般市民や避難所、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページやP Sメール、<u>MCA 無線、CATV、インターネット</u>等各種通信手段の活用を図る。</p> <p>第10節 避難対策</p> <p>1（略）</p>	<p>(2) J－A L E R T（全国瞬時警報システム）（略）</p> <p>(3) 非常無線通信（略）</p> <p>(4) 衛星携帯電話（略）</p> <p>(5) その他の通信網</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ CATV・インターネット等</p> <p>市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV・インターネット等（市防災情報システムの活用に努める。</p> <p>2 被災者支援情報システムの構築等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 通信手段</p> <p>市は、一般市民や避難所、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページやP Sメール等各種通信手段の活用を図る。</p> <p>第10節 避難対策</p> <p>1（略）</p>

修正項目番号	修正後				修正前													
災対法 ④	2 避難場所 (1) 避難場所の区分 (略) 【避難場所の区分】				2 避難場所 (1) 避難場所の区分 (略) 【避難場所の区分】													
	区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所	区分	一時避難場所	広域避難場所											
	指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により市が指定	資料3-2	避難場所の性格	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所											
	一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	指定主体	各自主防災会等が指定	県の定める基準により市が指定											
	広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-3	具体的な場所	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	資料3-3											
その他 ⑦	指定避難所	避難生活施設	災害に伴う家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料3-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定避難所</th> <th rowspan="2">一時滞在施設</th> </tr> <tr> <th>指定避難所</th> <th>特定指定避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害により家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設</td> <td>指定避難所に収容することが困難な要援護者等を収容するための施設</td> <td>休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設</td> </tr> <tr> <td>市が指定</td> <td>市が指定</td> <td>市が指定</td> </tr> </tbody> </table>		指定避難所		一時滞在施設	指定避難所	特定指定避難所	災害により家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	指定避難所に収容することが困難な要援護者等を収容するための施設	休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設	市が指定	市が指定	市が指定
指定避難所		一時滞在施設																
指定避難所	特定指定避難所																	
災害により家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	指定避難所に収容することが困難な要援護者等を収容するための施設	休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設																
市が指定	市が指定	市が指定																

修正項目番号	修正後				修正前			
その他 ④		難所 特定 指定 避難	指定避難所に収容することが困難な <u>要配慮者</u> 等を収容するための施設	市が指定	<u>資料3-4</u>	市立各小中学校、 県立高等学校、協 定締結私立学校	福祉施設、コミュニテ ィセンター等	草柳小学校 各学習センター (林間を除く)
	一時滞在 施設	<u>帰宅困難者</u> に休憩場所や情報の提供を実施する <u>受け入れ</u> 施設	市が指定	草柳小学校 各学習センター (林間を除く) <u>及び</u> <u>協定締結先の市内</u> <u>事業所</u>				
災害対策 ④	<p>(2) 略</p> <p>3 避難場所の指定</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 指定緊急避難場所</u></p> <p><u>災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法49条の4に基づき、政令で定める基準に適合する場所または施設であり、異常な現象の種類ごとに定める。</u></p>				<p>(2) 略</p> <p>3 避難場所の指定</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p>			
その他 ⑦	<p><u>(3) 広域避難場所</u> (略)</p> <p><u>(4) 指定避難所</u></p> <p><u>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所には、避難生活施設と特定指定避難所があり、指定避難所は、住居等の喪失などが発生した被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて指定避難所を開設する。開設する指定避難所は、災害対策本部長が決定する。指定避難所の開設、運営の具体的な計画は、本編</u></p>				<p>(2) 広域避難場所 (略)</p> <p>(3) 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住居等を喪失するなどの被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設であり、市による開設が必要である。また、すべての指定避難所を開設するものでなく、被害の状況に応じた指定避難所を開設する。開設する指定避難所は、災害対策本部長が決定する。</p> <p>指定避難所の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対</p>			

修正項目番号	修正後	修正前
関係法 ②	<p>第2章、11節「避難対策」による。</p> <p><u>また</u>、市は高齢者、障がい者等の<u>要配慮者</u>を収容するための施設として特定指定避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める。</p> <p><u>(5) 一時滞在施設</u></p> <p>4 略</p> <p>5 浸水想定区域内に所在する地下街等・<u>大規模工場</u>及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設</p> <p>市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）<u>・大規模工場等（大規模な工場及びその他の施設）</u>及び主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の<u>要配慮者</u>が利用する施設で<u>洪水時において</u>当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、<u>次のとおり、防災対策</u>を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 大規模工場等</u></p> <p><u>本市においては、該当なし。</u></p> <p><u>(3) 要配慮者利用施設</u></p> <p><u>ア 浸水想定区域ごとの要配慮者利用施設の名称及び所在地</u></p>	<p>策」による。</p> <p>なお、市は高齢者、障がい者等の災害時要援護者を収容するための施設として特定指定避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める。</p> <p>(4) 一時滞在施設</p> <p>4 略</p> <p>5 浸水想定区域内に所在する地下街等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設</p> <p>市は、水防法第14条に基づく浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）及び主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、日頃からその状況把握を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 避難にあたって防災上の配慮を要する施設</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ⑪	<p>(表：浸水想定区域ごとの要配慮者利用施設の名称及び所在地) 略</p> <p><u>イ 洪水予報等の伝達</u></p> <p><u>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対し、いち早く避難が行えるよう洪水予報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</u></p> <p>6 略</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>1 略</p> <p>2 市民の心得（役割）</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>大雨・台風時</u></p> <p><u>ア 注意報・警報が発表されたとき</u></p> <p>(ア) 気象情報に注意する。</p> <p>(イ) 避難に関する情報や指示等の伝達方法を確認する。</p> <p>(ウ) 避難場所、避難路を確認する。</p> <p><u>(エ) 停電に備え、懐中電灯やランタンなどを手の届く範囲に複数用意する。</u></p> <p><u>(オ) 宅地や家屋内に浸水が予測される場合は、土のうを積み雨水の浸入を阻止する。</u></p> <p><u>イ 大雨のとき</u></p>	<p>(新設)</p> <p>6 略</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>1 略</p> <p>2 市民の心得（役割）</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 風水害時</p> <p>ア 気象情報に注意する。</p> <p>イ 避難に関する情報や指示等の伝達方法を確認する。</p> <p>ウ 避難場所、避難路を確認する。</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>(ア) 時間があれば、家具、寝具、畳等を階上などの高いところへ移動する。</p> <p>(イ) がけ崩れ等が予測される危険地では、指示がなくても危険と判断したときは早めに避難する。</p> <p>(ウ) 避難は徒歩で、持出品は最小限にする。</p> <p>(エ) 道路が冠水して、通行が危険な場合は無理に避難せず、階上などの高いところへ移動する。</p> <p>(オ) やむをえず、冠水道路を通行する際は、杖を利用する。また、幼児は離れないように措置を講ずる。</p> <p><u>ウ 台風のとき</u></p> <p><u>(ア) 外出を避け、やむをえず屋外に出るときは、かわらや看板などの飛来物に注意して、ヘルメットを装着するなどの安全対策を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 庭の植木鉢や資材等が強風により飛ばされないよう、ロープ等で固定するか、室内に取り込む。</u></p> <p><u>(ウ) 雨戸を閉め、雨戸のないガラス戸にはカーテンを引くか、布で内張をする。</u></p> <p><u>(エ) 停電が発生した際には、再び電気が点いたときの危険防止のため、アイロンやドライヤーなど熱器具をコンセントから抜く。</u></p> <p><u>(4) 竜巻等の激しい突風が発生する可能性があるとき</u></p> <p><u>ア 竜巻注意情報発表時</u></p> <p><u>(ア) 積乱雲（黒い雲）が近づくなど、空の変化に注意する。</u></p> <p><u>(イ) 竜巻発生確度ナウキャストなどを活用して、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。</u></p>	<p>エ 時間があれば、家具、寝具、畳等を階上などの高いところへ移動する。</p> <p>オ がけ崩れ等が予測される危険地では、指示がなくても危険と判断したときは早めに避難する。</p> <p>カ 避難は徒歩で、持出品は最小限にする。</p> <p>キ 道路が冠水して、通行が危険な場合は無理に避難せず、階上などの高いところへ移動する。</p> <p>ク やむをえず、冠水道路を通行する際は、杖を利用する。また、幼児は離れないように措置を講ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
災対法 ⑤	<p><u>イ 積乱雲（黒い雲）が近づいたとき</u> <u>空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出すなどの現象が発生したとき</u> <u>（ア）野外的場合、堅牢な建物など安全な場所に移動する。</u> <u>（イ）屋内の場合、雨戸やシャッター、窓、カーテンなどを閉める。</u></p> <p><u>ウ 竜巻の接近を認知したとき</u> <u>雲の底から地上に伸びるろうと状の雲を確認できた場合、又は屋内でも</u> <u>ごう音や耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を感じたとき。</u> <u>（ア）安全確保のため、ガラス窓の周辺から離れる。</u> <u>（イ）窓の無い部屋等へ移動する。</u> <u>（ウ）部屋の隅・ドア・外壁から離れる。</u> <u>（エ）地下室か最下階へ移動する。</u> <u>（オ）頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。</u> <u>（カ）屋外にいる場合は車や物置、プレハブの中や橋の下などを避けて、</u> <u>近くの堅牢な建物に移動する。</u> <u>（キ）屋外にいる場合で、堅牢な建物がなければ、飛散物から身を守る</u> <u>ような窪地や側溝に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。</u></p> <p>第18節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～5 略</p> <p>6 地区防災計画の提案等 <u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共</u></p>	<p>第18節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～5 略</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
① 災対法	<p><u>同して、地区防災計画を作成し、大和市防災会議へ提案できる。地区防災計画は当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。</u></p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配慮者として、特段の対策が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者が増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 略</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、避難行動要支援</p>	<p>第20節 要援護者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害時要援護者として、特段の配慮が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、災害時要援護者の増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 略</p> <p>2 要援護者対策</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等については、自らの移動・行動が困難あるいは制限されるため、防災上特別の配慮を払う必要がある。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>者名簿を作成する。本市では、大和市避難行動要支援者支援策において避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。</u></p> <p><u>(1) 避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）となる方</u></p> <p><u>ア 自治会または自主防災会</u></p> <p><u>イ 地区民生委員児童委員協議会</u></p> <p><u>ウ 地区社会福祉協議会</u></p> <p><u>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方</u></p> <p><u>ア 70歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が70歳以上の高齢者世帯</u></p> <p><u>イ 身体障害者手帳1級又は2級の方</u></p> <p><u>ウ 療育手帳A1、A2の方（自閉症などの知的障がい）</u></p> <p><u>エ 精神障害者保健福祉手帳1級の方</u></p> <p><u>オ 介護保険法の要介護度3～5の方</u></p> <p><u>カ 難病指定を受けている方、医療機器を使用している方（県からの情報提供による）</u></p> <p><u>キ その他支援が必要と判断される方（申し出により登録）</u></p> <p><u>(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u></p> <p><u>名簿には、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、支援等を必要とする事由、その他市長が必要と認める事項を記載する。</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、支援を受けるために市への登録を希望する方からの申請を受け作成する。</u></p> <p><u>(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項</u></p> <p><u>名簿情報は年に1回定期更新する。</u></p> <p><u>(5) 提供した名簿情報の取扱いや保管管理に市が求める措置及び講ずる措置</u></p>	<p>(1) 対象者の把握</p> <p>担当部は、所掌業務遂行上の必要から対象者の把握に努める。</p> <p>この場合、対象者のプライバシーの保護には、十分に配慮しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
③ 災対法	<p>市は、<u>名簿情報を提供した避難支援等関係者が取組の目的を理解し、取扱責任者、従事者の範囲、扱う情報の範囲、情報収集方法、情報の保管方法などの個人情報取扱いに関するルールを定めるように指導する。</u></p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>高齢者、障がい者等、<u>要配慮者</u>の生活の確保及び治療体制の確保等、県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努める。</p> <p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p><u>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FMやまと、J:COM チャンネル、PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(2) 防災についての指導・啓発</p> <p>広報等を通じて、<u>避難行動要支援者</u>をはじめ、家族、地域住民に対する<u>指導</u>や啓発活動を行う。</p> <p>ア <u>避難行動要支援者</u>及びその家族に対する指導</p> <p>(ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。</p> <p>(イ) 発災時に近隣の協力が得られるように自治会の活動等に参加し、日頃から隣近所と顔の見える交流を図ること。</p> <p>(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。</p>	<p>(2) 支援体制の整備</p> <p>高齢者、障がい者等、要援護者の生活の確保及び治療体制の確保等、県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 防災についての指導・啓発</p> <p>広報等を通じて、対象者を始め、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。</p> <p>ア 対象者及びその家族に対する指導</p> <p>(ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。</p> <p>(イ) 発災時に近隣の協力が得られるように自治会の活動等に参加し、日頃から隣近所と顔の見える交流を図ること。</p> <p>(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>(エ) <u>避難行動要支援者支援制度</u>への登録申請を行い、<u>市や地域での支援体制づくり</u>に協力すること</p> <p>イ 地域住民に対する指導</p> <p>(ア) <u>地域住民に避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義について説明し、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。</u></p> <p>(イ) 発災時には、<u>安全確保のため、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に</u>協力すること。</p> <p>(ウ) 防災訓練等に<u>避難行動要支援者</u>及びその家族が参加するよう働きかけること。</p> <p><u>(エ) 避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うこと。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(エ) 災害時要援護者支援制度への登録申請を行ない、地域が行う制度の取り組みに協力すること</p> <p>イ 地域住民に対する指導</p> <p>(ア) 自主防災組織等において、地域に居住する災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。</p> <p>(イ) 発災時には、対象者の安全確保に協力すること。</p> <p>(ウ) 防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 災害時要援護者支援制度の活用</p> <p>災害時要援護者支援制度は、要援護者の避難・救助活動に近隣の住民などによる共助を活用する制度である。要援護者が市へ個人情報を提供することの同意を含めた登録申請を行なうことで、地域で対象者に関する情報を共有し、災害時の安否確認を含む応急活動に役立てる。市では要援護者の避難・救助活動及び避難生活支援に共助の力が生かせるように登録申請の勧奨を行なうとともに制度の推進に努める。</p> <p>(ア) 対象</p> <p>単身もしくは二人世帯の70歳以上の方、重度の障がいがある方など。</p> <p>(イ) 情報の共有先</p> <p>自治会、自主防災会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、消防団など。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>4 外国人に対する防災対策（略）</p> <p>5 避難所対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、避難所の指定にあたっては、<u>集団生活や一般的な設備での生活に適応できない</u>高齢者、障がい者等<u>の要配慮者</u>が必要な支援を受け、安心した生活ができる体制を整備した避難所（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>(3) 市は、高齢者、障がい者<u>等の要配慮者</u>の生活の場として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。</p> <p>(4) 市は、高齢者、障がい者等に配慮した構造、設備を整えた、<u>要配慮者向けの</u>応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障がい者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。</p> <p>(5) 略</p>	<p>3 外国人に対する防災対策（略）</p> <p>4 避難所対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、避難所の指定にあたっては、高齢者、障がい者等が必要な支援を受け、安心した生活ができる体制を整備した避難所（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>(3) 市は、高齢者、障がい者の生活の場として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。</p> <p>(4) 市は、高齢者、障がい者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障がい者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。</p> <p>(5) 略</p>
<p>災対法 ②</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 略</p> <p>2 避難のための立ち退き等</p> <p>(1) 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、避難のための立ち退き<u>もしく</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 略</p> <p>2 避難のための立ち退き</p> <p>(1) 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、避難のための立ち退きの指示</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>は屋内待避等の安全確保措置</u>の指示又は勧告を行う。</p> <p>(2) 市長は、火災の延焼が間近に迫り、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの指示又は勧告を行う。</p> <p>(3) 水防管理者である市長は、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き <u>もしくは屋内待避等の安全確保措置</u> 又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく水防本部長及び警察署長に通知しなければならない。</p> <p>水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じる。</p> <p>3・4 略</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び関係機関が市民の協力を得て、それぞれが有する機能を効率よく発揮することで災害の <u>拡大</u> を阻止し、又は被害を最小限にすることができる。</p> <p>災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。特に突発的に発生する災害等広域に及ぶ大規模災害に対応するためには、すばやい対応がその後の応急対策の実施にとって重要なものになるため、応急活動体制は、災害対策本部が十分に機能する体制が整うまでの間の初動応急活動体制とその後の応急活動体制とに区分して位置付ける。各職員は各自の役割をよく理解するとともに災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知したうえで、計画に捉われず、現場に即した対応をと</p>	<p>又は勧告を行う。</p> <p>(2) 市長は、火災の延焼が間近に迫り、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの指示又は勧告を行う。</p> <p>(3) 水防管理者である市長は、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく水防本部長及び警察署長に通知しなければならない。</p> <p>水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じる。</p> <p>3・4 略</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び関係機関が市民の協力を得て、それぞれが有する機能を効率よく発揮することで災害の発生を阻止し、又は被害を最小限にすることができる。</p> <p>災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。特に突発的に発生する災害等広域に及ぶ大規模災害に対応するためには、すばやい対応がその後の応急対策の実施にとって重要なものになるため、応急活動体制は、災害対策本部が十分に機能する体制が整うまでの間の初動応急活動体制とその後の応急活動体制とに区分して位置付ける。各職員は各自の役割をよく理解するとともに災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知したうえで、計画に捉われず、現場に即した対応をと</p>

修正項目番号	修正後	修正前																																			
関係法 ①	<p>ることを心がける。<u>なお、災害応急対策に従事する者は自身の身の安全を確保したうえで、応急活動を実施する。</u></p> <p>1 略</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 動員基準</p>	<p>ことを心がける。</p> <p>1 略</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 動員基準</p>																																			
	<p style="text-align: center;">【災害非常配備基準】(表 一部略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">災害警戒本部</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">体制</th> <th style="text-align: center;">警戒体制</th> <th style="text-align: center;">第1号配備</th> <th style="text-align: center;">第2号配備</th> <th style="text-align: center;">第3号配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">配 備 基 準</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">風 水 害</td> <td> 市域において被害が発生、または発生が予想されるとき < 具体的事例 > ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき </td> <td> 被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき < 具体的事例 > ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき </td> <td> 被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき </td> <td> 被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき <u>特別警報が発表されたとき</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 略</p>	区分		災害警戒本部	災害対策本部			体制		警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備	配 備 基 準	風 水 害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき < 具体的事例 > ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき < 具体的事例 > ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき <u>特別警報が発表されたとき</u>	<p style="text-align: center;">【災害非常配備基準】(表 一部略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">災害警戒本部</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">体制</th> <th style="text-align: center;">警戒体制</th> <th style="text-align: center;">第1号配備</th> <th style="text-align: center;">第2号配備</th> <th style="text-align: center;">第3号配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">配 備 基 準</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">風 水 害</td> <td> 市域において被害が発生、または発生が予想されるとき < 具体的事例 > ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき </td> <td> 被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき < 具体的事例 > ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき </td> <td> 被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき </td> <td> 被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 略</p>	区分		災害警戒本部	災害対策本部			体制		警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備	配 備 基 準	風 水 害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき < 具体的事例 > ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき < 具体的事例 > ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき
区分		災害警戒本部	災害対策本部																																		
体制		警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																
配 備 基 準	風 水 害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき < 具体的事例 > ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき < 具体的事例 > ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき <u>特別警報が発表されたとき</u>																																
区分		災害警戒本部	災害対策本部																																		
体制		警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																
配 備 基 準	風 水 害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき < 具体的事例 > ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき < 具体的事例 > ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき																																

修正項目番号	修正後	修正前
関係法 ①	<p>3～6 略</p> <p>第5節 気象情報等の収集、伝達</p> <p>1 気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 注意報及び警報</p> <p>横浜地方気象台は、県内及び沿岸海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報または警報を発令し、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p> <p>ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等</p> <p>横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要と主な特別警報の指標は次のとおりである。</p> <p>特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行い、注意報は、気象等の現象により、災害が起こるおそれがあると予想される場合に発令される。</p> <p>特別警報の種類は、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報である。</p> <p>警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。</p> <p>注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、</p>	<p>3～6 略</p> <p>第5節 気象情報等の収集、伝達</p> <p>1 気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 注意報及び警報</p> <p>横浜地方気象台は、県内及び沿岸海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報または警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p> <p>ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等</p> <p>横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。</p> <p>警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行い、注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行う。</p> <p>警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。</p> <p>注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報である。</p> <p>このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。</p> <p>【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】 (表)略</p> <p><u>【特別警報の指標】</u></p> <p><u>1 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報）</u></p> <p><u>以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。</u></p> <p><u>①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上（大和市では、48時間降水量が354mm、3時間降水量132mm、土壌雨量指数が219）となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</u></p> <p><u>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。</u></p> <p><u>2 台風等を要因とする特別警報の指標（暴風特別警報、暴風雪特別警報）</u></p> <p><u>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</u></p> <p><u>3 雪を要因とする特別警報の指標</u></p>	<p>【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】 (表)略</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ⑪	<p><u>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（大和市では横浜での31cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 注意報、警報、<u>特別警報</u>の地域細分 一般の利用のための注意報、<u>警報及び特別警報</u>は、神奈川県全県のほか、一次細分区域または二次細分区域（沿岸の海域を含む。）に細分して発表する。</p> <p>(2)</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 竜巻等の突風に関する気象情報</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合などには、気象台から次の情報が発表される。</u></p> <p><u>(ア) 予告的な気象情報（竜巻発生の半日から1日前）</u> <u>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、「雷と突風に関する神奈川県気象情報」等のタイトルで気象情報を発表し、「竜巻などの激しい突風」等と明記して注意を呼びかける。</u></p> <p><u>(イ) 雷注意報（竜巻発生の数時間前）</u> <u>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される場合、雷注意報が発表される。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記される。</u></p> <p><u>(ウ) 竜巻注意情報（竜巻発生の0から1時間前）</u></p>	<p>イ・ウ 略</p> <p>エ 注意報、警報の地域細分 一般の利用のための注意報及び警報は、神奈川県全県のほか、一次細分区域または二次細分区域（沿岸の海域を含む。）に細分して発表する。</p> <p>(2)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合には、気象庁台から発表される「竜巻注意情報」を受けて、防災関係者に警戒を呼びかける。また、気象ドップラーレーダーによる観測などから竜巻などの突風の発生する可能性がある地域を解析し、1時間先までの移動を予測する「竜巻発生確度ナウキャスト」から状況を判断して、市民への警戒を呼びかける。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに、都道府県を単位として竜巻注意情報が発表される。この情報は、今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっていることを知らせるものである。</u></p> <p><u>※ 気象情報及び雷注意報にそれぞれ「竜巻」という言葉が付け加えられた場合、竜巻等突風の発生する可能性が、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている。</u></p> <p><u>(エ) 竜巻発生確度ナウキャスト</u></p> <p><u>竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲（10km 格子の分布図で表示）及び今後の予測について気象庁により提供される情報で、竜巻注意情報より詳細な範囲が示される。「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、的中率と補足率の違いから、以下の2つの発生確度を平常時も含めて10分毎に60分先までの予測を行うもので、10分ごとに最新の情報が提供される。</u></p> <p><u>a 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要。（的中率※5～10%、補足率※20～30%）</u></p> <p><u>b 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（的中率1～5%、補足率60～70%）</u></p> <p><u>※ 的中率：予報ありの発表回数に対して実際に竜巻等突風が発生した回数</u></p> <p><u>補足率：竜巻等突風発生時に予報が発表されていた事例数</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>

修正項目番号	修正後	修正前
<p>その他 ⑩</p> <p>炎対法 ③ その他 ⑩</p>	<p>第7節 通信の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 有線通信途絶の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市各部班との連絡</p> <p>災害現場等に出動している各部班との連絡は、防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話、<u>MCA無線</u>等により行う。</p> <p>なお、有線通信設備の速やかな応急復旧を図るために、関係機関に対して所要の要請を行う。</p> <p>3～7 略</p> <p>第8節 災害広報</p> <p>1 略</p> <p>2 災害広報の伝達</p> <p>災害に関する予報や情報は、あらゆる状況下においても確実に伝達する必要があることから、次の方法を用いる。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)</p> <p>(3) FMやまと</p> <p>(4) やまと PS メール</p> <p>(5) インターネット (<u>市ホームページ</u>、<u>市防災情報システム及びヤフー株式</u>)</p>	<p>第7節 通信の確保</p> <p>1 略</p> <p>2 有線通信途絶の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市各部班との連絡</p> <p>災害現場等に出動している各部班との連絡は、市防災行政無線及び防災情報システム、衛星携帯電話等により行う。</p> <p>なお、有線通信設備の速やかな応急復旧を図るために、関係機関に対して所要の要請を行う。</p> <p>3～7 略</p> <p>第8節 災害広報</p> <p>1 略</p> <p>2 災害広報の伝達</p> <p>災害に関する予報や情報は、あらゆる状況下においても確実に伝達する必要があることから、次の方法を用いる。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)</p> <p>(3) FMやまと</p> <p>(4) やまと PS メール</p> <p>(5) インターネット (市防災情報システム)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ⑥	<p style="text-align: center;"><u>会社との協定による Yahoo!サービス</u></p> <p>(6) <u>CATV (株式会社ジェイコムイーストとの協定による J:COM チャネル)</u></p> <p>(7) 緊急速報メール</p> <p>(8) 大和市役所公式ツイッター</p> <p>(9) 広報車巡回</p> <p>(10) <u>市内 PR ボード</u></p> <p>(11) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3・4 略</p> <p>第13節 避難対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>(1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は<u>必要に応じて、横浜地方気象台、神奈川県等に助言を求め、</u>危険地域の居住者に対し、速やかに避難の勧告、指示を行う。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>に対しては、<u>避難支援等関係者</u>に準備行動を開始する<u>の</u>に十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>市は避難準備情報、避難勧告、避難指示を行う基準を策定・公表し、迅速な</p>	<p>(6) 緊急速報メール</p> <p>(7) 大和市役所公式ツイッター</p> <p>(8) 広報車巡回</p> <p>(9) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3・4 略</p> <p>第13節 避難対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>(1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、危険地域の居住者に対し、速やかに避難の勧告、指示を行う。</p> <p>また、高齢者、障がい者、乳幼児などのいわゆる災害時要援護者に対しては、避難の準備行動を開始するに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>市は避難準備情報、避難勧告、避難指示を行う基準を策定・公表し、迅速な避</p>

修正項目番号	修正後	修正前								
その他 ③	<p>避難活動の開始に備える。</p> <p style="text-align: center;"><u>避難勧告等発令基準</u></p> <table border="1" data-bbox="219 347 1164 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 347 443 395"><u>河川名</u></th> <th data-bbox="443 347 1164 395"><u>境川</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 395 443 831"> <u>避難準備情報</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u> </td> <td data-bbox="443 395 1164 831"> <u>① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位(4.1m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。</u> <u>② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下1mに達したとき。</u> <u>③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 831 443 1171"> <u>避難勧告</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u> </td> <td data-bbox="443 831 1164 1171"> <u>① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(5.1m)を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</u> <u>② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位に達したとき</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1171 443 1318"> <u>避難指示</u> </td> <td data-bbox="443 1171 1164 1318"> <u>① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(5.1m)を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にある時。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>河川名</u>	<u>境川</u>	<u>避難準備情報</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u>	<u>① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位(4.1m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。</u> <u>② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下1mに達したとき。</u> <u>③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。</u>	<u>避難勧告</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u>	<u>① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(5.1m)を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</u> <u>② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位に達したとき</u>	<u>避難指示</u>	<u>① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(5.1m)を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にある時。</u>	<p>難活動の開始に備える。</p> <p>(新設)</p>
<u>河川名</u>	<u>境川</u>									
<u>避難準備情報</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u>	<u>① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位(4.1m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。</u> <u>② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下1mに達したとき。</u> <u>③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。</u>									
<u>避難勧告</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u>	<u>① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(5.1m)を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</u> <u>② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位に達したとき</u>									
<u>避難指示</u>	<u>① 境橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(5.1m)を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にある時。</u>									

修正項目番号	修正後		修正前
	<p style="text-align: center;"><u>河川名</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>引 地 川</u></p>	
	<p><u>避難準備情報</u> (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① <u>八幡橋水位観測地点における水位が避難判断水位(1.78m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想される時。</u></p> <p>② <u>大山橋水位観測地点における水位が避難判断水位(2.28m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想される時。</u></p> <p>③ <u>①以外の引地川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下1mに達したとき。</u></p>	
	<p><u>避難勧告</u> (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① <u>八幡橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.5m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</u></p> <p>② <u>大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.88m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</u></p> <p>③ <u>①以外の引地川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位に達したとき</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 248 450 400">避難指示</td> <td data-bbox="450 248 1167 400">①八幡橋・大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位（2.58m、2.88m）を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にあるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="219 443 1167 496" style="text-align: center;"><u>土 砂 災 害</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 496 450 691">避難準備情報 (右記のいずれかに該当する場合)</td> <td data-bbox="450 496 1167 691">① 市内において大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ② 連続降雨量が12時間で100mmを超えた場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 691 450 1225">避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)</td> <td data-bbox="450 691 1167 1225">① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り）が見られる場合 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1225 450 1321">避難指示</td> <td data-bbox="450 1225 1167 1321">① 土砂災害の前兆現象又は土砂災害が発生し、危険な状態にあるとき。</td> </tr> </table> <p data-bbox="219 1329 864 1361">■ 発令基準中の数時間とは、2～3時間をいう。</p>	避難指示	①八幡橋・大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位（2.58m、2.88m）を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にあるとき。	<u>土 砂 災 害</u>		避難準備情報 (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ② 連続降雨量が12時間で100mmを超えた場合。	避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り）が見られる場合 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。	避難指示	① 土砂災害の前兆現象又は土砂災害が発生し、危険な状態にあるとき。	
避難指示	①八幡橋・大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位（2.58m、2.88m）を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にあるとき。											
<u>土 砂 災 害</u>												
避難準備情報 (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ② 連続降雨量が12時間で100mmを超えた場合。											
避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り）が見られる場合 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。											
避難指示	① 土砂災害の前兆現象又は土砂災害が発生し、危険な状態にあるとき。											

修正項目番号	修正後	修正前
災対法 ①	<p>ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示の性格</p> <p>(ア) 避難準備情報の性格</p> <p>避難準備情報とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に<u>避難行動要支援者</u>の方々への<u>支援</u>に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。</p> <p>(イ) 略</p>	<p>ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示の性格</p> <p>(ア) 避難準備情報の性格</p> <p>避難準備情報とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動に時間を要する要援護者の方々へ、その行動に必要な十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。</p> <p>(イ) 略</p>
災対法 ②	<p>イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する者</p> <p>(ア) 避難準備情報は、市長が発令する。</p> <p>(イ) 避難の勧告又は指示を行う者</p> <p>災害対策基本法による避難<u>もしくは安全確保措置</u>の勧告又は指示を行う者は、次のとおりである。(表) 略</p> <p>ウ 避難準備情報、<u>避難</u>勧告、<u>避難</u>指示の内容</p> <p>市長等の避難準備情報、勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>(イ) 避難先</p> <p>(ウ) 避難経路</p> <p>(エ) 避難の理由</p> <p>(オ) その他必要な事項</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>市長は管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退き<u>もしくは安全確保措置</u>の指示又は勧告</p>	<p>イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する者</p> <p>(ア) 避難準備情報は、市長が発令する。</p> <p>(イ) 避難の勧告又は指示を行う者</p> <p>災害対策基本法による避難の勧告又は指示を行う者は、次のとおりである。(表) 略</p> <p>ウ 避難準備情報、勧告、指示の内容</p> <p>市長等の避難準備情報、勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア) 避難対象地域</p> <p>(イ) 避難先</p> <p>(ウ) 避難経路</p> <p>(エ) 避難の理由</p> <p>(オ) その他必要な事項</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>市長は管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行う。この場合、避難</p>

修正項目番号	修正後	修正前																				
	<p>を行う。この場合、避難すべき場所を指示することができる。</p> <p>なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法令による避難措置 (図) 一部略</p> <table border="1" data-bbox="250 587 1160 938"> <tr> <td>項目</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> <td>水防法第29条</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>指示内容等</td> <td>避難のための立ち退き 又は屋内での待避等の安全確保措置の勧告、指示</td> <td>立ち退くべきことを指示</td> <td>立ち退くべきことを指示</td> <td>避難の措置</td> </tr> </table> <p>4 避難計画</p> <p>(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示を行う状況</p> <p>本市の場合には、地理的な関係から実際に避難準備情報、勧告、指示を行う場合及び状況は、おおむね次の ように と考えられる。</p> <p>ア 災害の発生により建築物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>イ 火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき</p>	項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条	指示内容等	避難のための立ち退き 又は屋内での待避等の安全確保措置 の勧告、指示	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置	<p>すべき場所を指示することができる。</p> <p>なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの撤去を命ずることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法令による避難措置 (図) 一部略</p> <table border="1" data-bbox="1263 587 2136 890"> <tr> <td>項目</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> <td>水防法第29条</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>指示内容等</td> <td>避難のための立ち退きの勧告、指示</td> <td>立ち退くべきことを指示</td> <td>立ち退くべきことを指示</td> <td>避難の措置</td> </tr> </table> <p>4 避難計画</p> <p>(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示を行う状況</p> <p>本市の場合には、地理的な関係から実際に避難準備情報、勧告、指示を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</p> <p>ア 災害の発生により建築物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>イ 火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき</p>	項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条	指示内容等	避難のための立ち退きの勧告、指示	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置
項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条																		
指示内容等	避難のための立ち退き 又は屋内での待避等の安全確保措置 の勧告、指示	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置																		
項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条																		
指示内容等	避難のための立ち退きの勧告、指示	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置																		

修正項目番号	修正後			修正前		
災対法 ①	避難準備 情報	発令時の状況 ・避難行動に時間を要する <u>避難行動要支援者</u> が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	市民に求める行動 ・避難行動に時間を要する <u>避難行動要支援者</u> は、計画された避難所への <u>立退き、屋内での待避等</u> の避難行動を開始する。 ・ <u>避難行動要支援者の避難支援等関係者</u> は、当該 <u>避難行動要支援者</u> への支援行動を行う。 ・上記以外の <u>者</u> は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。	避難準備 情報	発令時の状況 ・避難行動に時間を要する要援護者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	市民に求める行動 ・避難行動に時間を要する要援護者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 ・要援護者の近隣居住者等は、当該への支援行動を行う。 ・上記以外のもは、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。	避難勧告	・通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。
	避難指示	・前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が発生した状況	・計画された避難所等への <u>立退き、屋内での待避等</u> の避難行動を開始する。	避難指示	・前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が発生した状況	・計画された避難場所等への避難行動を開始する。
	(2) 略 (3) <u>要配慮者</u> に対する対応			(2) 略 (3) 要援護者に対する対応		

修正項目番号	修正後	修正前
関係法 ②	<p>警察官又は消防職員等が<u>要配慮者</u>への情報伝達や避難誘導などの避難措置を実施する場合には、それぞれの<u>要配慮者</u>ごとに配慮を要すべき事項に留意する。</p> <p>(4) 浸水想定区域内に所在する地下施設等及び避難に当たって防災上の配慮を要する施設の名称及び所在地</p> <p>水防法第14条に基づく浸水想定区域内<u>における</u>主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は以下のとおりである。<u>市は、各施設との連絡体制を構築し、所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員に洪水予報等を連絡する。</u></p> <p>ア 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア 避難者の掌握に努める。なお、避難所収容台帳(様式1)を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。</p> <p>イ 負傷者に対して応急手当を実施するとともに、必要に応じて医療救護所等へ搬送する。</p>	<p>警察官又は消防職員等が災害時要援護者への情報伝達や避難誘導などの避難措置を実施する場合には、それぞれの要援護者ごとに配慮を要すべき事項に留意する。</p> <p>(4) 浸水想定区域内に所在する地下施設等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設の名称及び所在地</p> <p>水防法第14条に基づく浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は以下の通りである。</p> <p>ア 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア 避難者の掌握に努める。なお、避難所収容台帳(様式1)を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。</p> <p>イ 負傷者に対して応急手当を実施するとともに、必要に応じて医療救護所等へ搬送する。</p>
その他 ⑩	<p><u>ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、避難所の状況</u></p>	<p>ウ 避難所内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、担</p>

修正項目番号	修正後	修正前
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉿ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	<p><u>の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。</u></p> <p>エ 避難所内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、担当部長の指示を仰ぐ。</p> <p>オ 自主防災組織や住民等<u>に携帯トイレの使用を案内する。必要に応じて、</u>仮設トイレを設置する。</p> <p>カ 避難所の安全に常に注意し、危険と<u>判断し</u>た場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>キ 食糧、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p> <p>ク <u>訪問者等からの安否確認等の問い合わせに対応する。</u></p> <p>ケ 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ 避難所の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を経由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p><u>市災害対策本部は、私設避難所についても、指定避難所と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、</u></p>	<p>当部長の指示を仰ぐ。</p> <p>エ 自主防災組織や住民等から仮設トイレ設置訓練経験者を募り、仮設トイレを迅速に設置する。</p> <p>オ 避難所の安全に常に注意し、危険とされた場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>カ 食糧、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p> <p>キ 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>ク 避難所の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を経由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p>
㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	<p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p><u>市災害対策本部は、私設避難所についても、指定避難所と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、</u></p>	<p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、私設避難所への避難者に対し、公設の避難所に移動するように案内するとともに避難住民の名簿を作成する。</p> <p>私設避難所への避難者が市災害対策本部の案内に従わない場合、当該避難住民から責任者を選任させ、施設の安全管理体制を整える。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
災対法 ⑨	<p><u>市内 PR ボードを積極的に活用する。</u></p> <p>第 1 4 節 交通対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 道路の応急復旧</p> <p>(1) 道路管理者は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、災害応急対策が円滑に実施できるよう、<u>緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等の措置</u>、障害物の除去、応急復旧等、次の点に留意し、必要な復旧道路（橋梁）を重点的に確保する。</p> <p>ア 救急、救助、消火活動上重要な道路</p> <p>イ 医療対策計画に重要な道路（救急指定病院、広域医療機関及びヘリコプター臨時離発着場に通じる道路）</p> <p>ウ 広域応援受け入れ及び緊急生活物資等輸送上重要な道路（本編第 1 章第 11「緊急輸送<u>道路</u>」で指定する路線で応急対策活動上必要な道路）</p> <p>(2) 道路管理者は、災害応急対策の応援に関する協定等に基づき協力を要請し、<u>車両その他物件の移動等</u>、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(3) 道路上の<u>車両その他物件の移動等</u>、障害物の除去について、道路管理者、警察、自衛隊等は、状況に応じて協力し必要な措置をとる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>第 1 4 節 交通対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 道路の応急復旧</p> <p>(1) 道路管理者は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、災害応急対策が円滑に実施できるよう、障害物の除去、応急復旧等、次の点に留意し、必要な復旧道路（橋梁）を重点的に確保する。</p> <p>ア 救急、救助、消火活動上重要な道路</p> <p>イ 医療対策計画に重要な道路（救急指定病院、広域医療機関及びヘリコプター臨時離発着場に通じる道路）</p> <p>ウ 広域応援受け入れ及び緊急生活物資等輸送上重要な道路（本編第 1 章第 11「緊急輸送路」で指定する路線で応急対策活動上必要な道路）</p> <p>(2) 道路管理者は、災害応急対策の応援に関する協定等に基づき協力を要請し、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(3) 道路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、自衛隊等は、状況に応じて協力し必要な措置をとる。</p> <p>4・5 略</p>

修正項目番号	修正後	修正前
災対法 ⑨	<p>第15節 緊急輸送対策</p> <p>災害が発生した場合に、被災者及び災害応急対策に必要な人員、物資等を緊急に輸送するための輸送道路、輸送力の確保等、輸送体制の迅速な確立を図る。</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路の確保</p> <p>市、県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図りながら、<u>緊急輸送道路を確保する。市は、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>第15節 緊急輸送対策</p> <p>災害が発生した場合に、被災者及び災害応急対策に必要な人員、物資等を緊急に輸送するための輸送路、輸送力の確保等、輸送体制の迅速な確立を図る。</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路の確保</p> <p>市、県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図りながら、輸送路を確保する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>
その他 ⑤	<p>第18節 応急給水対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 応急給水体制の確立</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急給水活動に際しては、本市が県営水道と締結した「応急給水支援に関する覚書」に基づき、県営水道からの応急給水支援を受けて、給水タンクへの受水、<u>スタンドパイプ応急給水用資機材を用いた</u>臨時給</p>	<p>第18節 応急給水対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 応急給水体制の確立</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急給水活動に際しては、本市と県営水道とで締結した「応急給水支援に関する覚書」に基づき、県営水道からの応急給水支援を受けて、給水タンクへの受水、臨時給水栓の設置などにより、実施する。また、</p>

修正項目番号	修正後	修正前																																		
その他 ⑨	<p>水栓等の設置などにより、実施する。また、必要に応じて、県営水道に他の都県市水道事業者への支援要請を求める。</p> <p>4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>ア 県営水道の災害用指定配水池 (略)</p>	<p>必要に応じて、県営水道に他の都県市水道事業者への支援要請を求める。</p> <p>4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>ア 県営水道の災害用指定配水池 (略)</p>																																		
	<p style="text-align: center;">【大和市周辺の県営水道の配水池】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水池</th> <th>所在地</th> <th>有効容量</th> <th>確保水量</th> <th>所管水道営業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和配水池</td> <td>大和市上草柳 1846</td> <td>20,000m³</td> <td><u>11,000m³</u></td> <td>大和水道営業所</td> </tr> <tr> <td>上今泉配水池</td> <td>海老名市上今泉 4-22</td> <td>19,020m³</td> <td>8,550m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～カ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第21節 生活確保対策</p> <p>1～7 略</p> <p><u>8 安否情報の提供</u></p>	配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所	大和配水池	大和市上草柳 1846	20,000m ³	<u>11,000m³</u>	大和水道営業所	上今泉配水池	海老名市上今泉 4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所	<p style="text-align: center;">【大和市周辺の県営水道の配水池】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水池</th> <th>所在地</th> <th>有効容量</th> <th>確保水量</th> <th>所管水道営業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和配水池</td> <td>大和市上草柳 1846</td> <td>20,000m³</td> <td>10,000m³</td> <td>大和水道営業所</td> </tr> <tr> <td>上今泉配水池</td> <td>海老名市上今泉 4-22</td> <td>19,020m³</td> <td>8,550m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> <tr> <td>大塚配水池</td> <td>綾瀬市大上 3-28</td> <td>5,376m³</td> <td>940m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～カ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第21節 生活確保対策</p> <p>1～7 略 (新設)</p>	配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所	大和配水池	大和市上草柳 1846	20,000m ³	10,000m ³	大和水道営業所	上今泉配水池	海老名市上今泉 4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所	大塚配水池	綾瀬市大上 3-28	5,376m ³	940m ³
配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所																																
大和配水池	大和市上草柳 1846	20,000m ³	<u>11,000m³</u>	大和水道営業所																																
上今泉配水池	海老名市上今泉 4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所																																
配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所																																
大和配水池	大和市上草柳 1846	20,000m ³	10,000m ³	大和水道営業所																																
上今泉配水池	海老名市上今泉 4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所																																
大塚配水池	綾瀬市大上 3-28	5,376m ³	940m ³	海老名水道営業所																																
災対法 ⑦																																				

修正項目番号	修正後	修正前
災対法 ①	<p><u>被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地にいた者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。</u></p> <p><u>市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u></p> <p>9 災害相談・広聴対策（略）</p> <p>第25節 <u>要配慮者・避難行動要支援者対策</u></p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害対応力の弱い「<u>要配慮者</u>」といえることができる。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、<u>要配慮者</u>の増加する状況に適切に対処するため、市は、県及び関係機関と協力し、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮して必要な対策を講じる。</p> <p><u>1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援</u></p> <p><u>(1) 情報伝達</u></p> <p><u>ア 情報の選択、内容</u></p> <p><u>市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように避難に関する情</u></p>	<p>8 災害相談・広聴対策（略）</p> <p>第25節 災害時要援護者対策</p> <p>高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児及び外国人等は、災害発生時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から災害対応力の弱い「災害時要援護者」といえることができる。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、災害時要援護者の増加する状況に適切に対処するため、市は、県及び関係機関と協力し、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮して必要な対策を講じる。</p> <p>（新設）</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>報の伝達に当たっては、以下の点などに配慮する。</u></p> <p><u>(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。</u></p> <p><u>(イ) 情報伝達の方法等は避難行動要支援者ごとで異なることに留意する。</u></p> <p><u>(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選択して伝達する。</u></p> <p><u>(2) 避難支援</u></p> <p><u>ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、個別支援プラン表などに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。</u></p> <p><u>(ア) 避難支援等関係者等の安全確保</u></p> <p><u>避難支援等関係者本人又はその家族等は、自身の身の安全を確保したうえで、避難支援を実施する。また、市は、避難支援等関係者が安全確保に十分に配慮するように努める。</u></p> <p><u>(イ) 災害時の避難支援における守秘義務</u></p> <p><u>名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせることは守秘義務違反には該当しない。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援</u></p> <p><u>(ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供</u></p> <p><u>市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。</u></p> <p><u>(イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>前項の場合において、自衛隊の部隊や県警からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも必要に応じて名簿情報を提供する。</u></p> <p><u>(ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止</u></p> <p><u>平常時から名簿情報を保有していない者に対して名簿情報を提供する場合には、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。また、名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するなど、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じることを求める。さらに避難支援等関係者その他の者の避難支援が終了した際には、名簿情報の廃棄・返却等の必要な措置をとる。</u></p> <p>2 要配慮者への生活支援</p> <p>市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 要配慮者に配慮した<u>うえで</u>避難所の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供しよう努める。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 要配慮者用施設の開設</p> <p>自宅や避難所で被災生活をしている要配慮者のうち、特別な援護を必要とする要配慮者を対象に、あらかじめ指定した社会福祉施設等を要配慮者用施設として開設する。</p> <p>(3) 要配慮者施設等への支援</p> <p>要配慮者用施設の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への</p>	<p>1 災害時要援護者への生活支援</p> <p>市は、災害時要援護者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 災害時要援護者に配慮した避難所の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供しよう努める。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 災害時要援護者用施設の開設</p> <p>自宅や避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする災害時要援護者を対象に、あらかじめ指定した社会福祉施設等を災害時要援護者用施設として開設する。</p> <p>(3) 災害時要援護者施設等への支援</p> <p>災害時要援護者用施設の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>入所等の措置が円滑に行われるよう、関係機関と調整を図る。</p> <p>(4) 要配慮者の搬送</p> <p>特別な援護を必要とする要配慮者については、救急隊及びその他関係機関の協力を得て、要配慮者用施設や広域の社会福祉施設等に搬送する。</p> <p>3 応急住宅</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅の建設については、本章第 19 節「生活確保対策」に定めるとおりであるが、県との協議により、次の事項に配慮するとともに入居については、要配慮者を優先した入居認定基準とする。</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者を含む世帯が偏らないように配慮する。</p> <p>イ 高齢者世帯や障がい者等の要配慮者が居住する応急仮設住宅は、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。</p> <p>(2) 住宅のあつ旋</p> <p>応急仮設住宅に入居した要配慮者の健康状態、必要な介護状況を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅をはじめとした住宅のあつ旋を積極的に行う。</p> <p>4 情報提供</p> <p>(1) 市災害対策本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など要配慮者のための情報手段の確保に努める。</p> <p>(2) 人工透析や分娩を必要とする者、難病患者などへ医療情報を提供する。</p>	<p>設への入所等の措置が円滑に行われるよう、関係機関と調整を図る。</p> <p>(4) 災害時要援護者の搬送</p> <p>特別な援護を必要とする災害時要援護者については、救急隊及びその他関係機関の協力を得て、災害時要援護者用施設や広域の社会福祉施設等に搬送する。</p> <p>2 応急住宅</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅の建設については、本章第 19 節「生活確保対策」に定めるとおりであるが、県との協議により、次の事項に配慮するとともに入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者を含む世帯が偏らないように配慮する。</p> <p>イ 高齢者世帯や障がい者等の応急仮設住宅は、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消などに努める。</p> <p>(2) 住宅のあつ旋</p> <p>応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護状況を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅をはじめとした住宅のあつ旋を積極的に行う。</p> <p>3 情報提供</p> <p>(1) 市災害対策本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報手段の確保に努める。</p> <p>(2) 人工透析や分娩を必要とする者、難病患者などへ医療情報を提供する。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第12節 リ災証明書の発行</p> <p>り災証明は、災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うに当たって必要となる<u>ため</u>、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、り災証明書の発行に先立ち<u>住民基本台帳を利用するなどして</u>、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。<u>り災証明が、被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>被災者台帳</u>の作成</p> <p><u>市は、本市で災害が発生し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、上記の被害調査の結果をもとに個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を集約した被災者台帳を作成する。</u></p> <p>(3) り災証明書の発行事務</p> <p>市は、被災者の「り災証明書」発行申請<u>を受けた場合に</u>、上記被災者台帳で<u>被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する</u>。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行も行う。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第12節 リ災証明書の発行</p> <p>り災証明は、災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うにあたって必要とされる家屋等の被害程度について、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、り災証明書の発行に先立ち、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(2) り災者台帳の作成</p> <p>上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成する。</p> <p>(3) り災証明書の発行事務</p> <p>市は、被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災者台帳で確認し、発行する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。</p> <p>2・3 略</p>

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ⑧	<p style="text-align: center;">第4編 特殊災害対策計画編</p> <p>第4節 放射性物質災害対策</p> <p>原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管になっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて、円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。</p> <p>なお、この計画の専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。</p> <p>第1 災害予防対策 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 災害時の連絡体制 略</p> <p>2 活動体制の確立 略</p> <p>3 市及び警察の措置</p> <p>市及び県警察は、放射性物質による災害が発生したとき又は災害が発</p>	<p style="text-align: center;">第4編 特殊災害対策計画編</p> <p>第4節 放射性物質災害対策</p> <p>原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管になっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて、円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。</p> <p>なお、この計画の専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。</p> <p>第1 災害予防対策 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 災害時の連絡体制 略</p> <p>2 活動体制の確立 略</p> <p>3 市及び警察の措置</p> <p>市及び県警察は、放射性物質による災害が発生したとき又は災害が発生する</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>生ずるおそれがあるときは、<u>原子力事業者等</u>と密接な連絡をとるとともに、県及び文部科学省等とも十分連携し応急対策を行う。</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>ア 救出・救助・救急活動</p> <p><u>消防機関は、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、放射性物質取扱事業者等と協力して迅速に救出・救助・救急活動を実施する。</u></p> <p>イ 消火・応急活動</p> <p><u>消防機関は、放射性物質取扱事業者等と協力して消火活動を行う。</u> <u>また、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の消防機関、その他関係機関に要請して、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。</u></p> <p>ウ 医療救護活動</p> <p><u>市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。</u></p> <p>エ 周辺住民等に対する災害広報</p> <p><u>市は、防災行政無線・広報車・FMやまと・J:COMチャンネル等あらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行う。</u></p> <p><u>(ア) 事故等の状況及び今後の予測</u></p> <p><u>(イ) 避難及び誘導の方法</u></p> <p><u>(ウ) 市民のとるべき措置及び注意事項</u></p> <p><u>(エ) その他応急対策の状況</u></p> <p><u>(オ) その他必要な事項</u></p> <p>オ 警戒区域の設定</p>	<p>おそれがあるときは、施設等の責任者と密接な連絡をとるとともに、県及び文部科学省等とも十分連携し応急対策を行う。</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>ア 救出・救助・救急活動 (新設)</p> <p>イ 消火・応急活動 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 周辺住民等に対する災害広報 (新設)</p> <p>エ 警戒区域の設定</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>市は、人命の保護又は危険の防止のため、災害対策基本法第 63 条に基づき特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域から退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>カ 周辺住民に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導</u> <u>市が屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。</u></p> <p><u>(ア) 避難等を要する理由</u> <u>(イ) 避難勧告・指示等の対象地域</u> <u>(ウ) 避難先とその場所</u> <u>(エ) 避難経路</u> <u>(オ) 注意事項</u></p> <p><u>キ 避難所の開設、運営管理</u> <u>市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設する。指定避難所の開設、運営の具体的な計画は、地震災害対策編第 2 章、第 11 節「避難対策」による。</u></p> <p><u>ク その他必要な措置</u></p> <p>(2) 県警察の措置</p> <p>ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動 イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動 ウ 緊急輸送のための交通の確保 エ 周辺住民等への情報の伝達 オ 搬送中の事故等における負傷者の救出救助活動 カ その他必要な措置</p>	<p>オ 周辺住民に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導</p> <p>カ 避難所の開設、運営管理</p> <p>キ その他必要な措置</p> <p>(2) 県警察の措置</p> <p>ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動 イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動 ウ 緊急輸送のための交通の確保 エ 周辺住民等への情報の伝達 オ 搬送中の事故等における負傷者の救出救助活動 カ その他必要な措置</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>(削除)</p> <p>5 放射線測定の実施</p> <p><u>市は、放射性物質災害が発生した際には、国や関係機関と連携して、放射線量の測定を実施する。</u></p> <p><u>市内の事故を起因とする場合は、現場周辺的生活空間を優先し、市外からの流入に対しては、市内の市民生活に関わる主な施設を対象とする。</u></p> <p>第3 災害復旧対策</p> <p>1 汚染物質の除去</p> <p><u>原則として、事故の原因者が、放射性物質による汚染を除去する。市は、県、放射性物質取扱事業者等及び関係機関と連携し、事故で放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。</u></p>	<p>4 市民等への指示広報</p> <p>市は、防災行政無線・広報車等あらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行う。</p> <p>ア 事故等の状況及び今後の予測</p> <p>イ 避難及び誘導の方法</p> <p>ウ 市民のとるべき措置及び注意事項</p> <p>エ その他の応急対策の状況</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>5 放射線測定体制の強化</p> <p>市は、放射線測定資機材の整備に努める。</p> <p>第3 災害復旧対策</p> <p>1 汚染物質の除去</p> <p>事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去する。</p>

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ①	<p>2 各種制限措置の解除 市及び県警察は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。</p> <p>3 安全の確認 市は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息させる。<u>また、市民生活の安定を考慮して、一定の期間において放射線量の測定を実施する。</u></p> <p><u>第7節 雪害対策</u></p> <p><u>本市では、雪が降ることは年に数回程度であり、積雪量は少ない。豪雪地帯で懸念される雪崩や交通の途絶による孤立は起こりにくいものの、都市機能が大きく阻害されることがある。</u></p> <p><u>大雪に伴う交通の途絶など都市機能の阻害等を防止するため必要な積雪対策を定める。</u></p> <p><u>第1 災害予防対策</u></p> <p><u>1 ライフライン施設・道路等の安全確保</u></p> <p><u>(1) ライフライン施設等の機能の確保</u></p> <p><u>雪害が生じた場合、停電や交通手段の途絶などにより、都市機能に障害が発生することが考えられる。県、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理</u></p>	<p>2 各種制限措置の解除 市及び県警察は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。</p> <p>3 安全の確認 市は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息させる。</p> <p>(新設)</p>

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、道路管理者は、積雪や凍結を想定して、交通量の多い重要な路線をあらかじめ指定する。</u></p> <p>2 除雪体制の整備</p> <p><u>(1) 資機材の整備及び維持管理</u></p> <p><u>市は、大雪による除雪・融雪・凍結防止活動を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、融雪剤及びスコップ等の除雪資機材等を常備する。</u></p> <p><u>(2) 活動要員・資機材の整備</u></p> <p><u>市は、活動要員・資機材等の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要となった場合に備え、あらかじめ協定先や緊急調達先及び調達方法を定める。</u></p> <p><u>(3) 除雪・避難に支援を要する者の把握</u></p> <p><u>市は、平常時から、高齢者等の避難行動要支援者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、必要に応じて、自主防災組織・近隣居住者等へ除雪支援や避難誘導を実施する体制の整備を行うよう協力を求める。</u></p> <p>3 市民への協力依頼</p> <p><u>(1) 広報の実施</u></p> <p><u>市は、ホームページや「広報やまと」等を通して、市民に対して積雪時の除雪等、積雪による被害を予防するため、以下の協力を呼びかける。</u></p> <p><u>ア 不要不急の外出の自粛</u></p> <p><u>イ 自宅周辺及び地域の消防水利（消火栓及び防火水槽）の除雪</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前														
	<p><u>ウ 車道への雪かき禁止</u></p> <p><u>エ 除雪作業の支障となるものの撤去</u></p> <p><u>オ 大雪時のマイカー使用の自粛</u></p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p><u>市は、横浜地方気象台から注意報又は警報が発表され、風雪による災害及び被害の発生するおそれのある場合には、市民や防災関係機関へ注意及び警戒を喚起する。</u></p> <p><u><警報・注意報の種類及び発表基準（横浜地方気象台発表）></u></p> <table border="1" data-bbox="219 826 1144 1174"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪</td> <td>24時間の降雪の深さ</td> <td>5cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> </tr> </tbody> </table> <p><u><雪を要因とする特別警報の指標></u></p> <p><u>府県程度の広がりをもって 50年に一度の積雪深（大和市では横浜での31cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</u></p>	種類	基準要素	注意報	警報	大雪	24時間の降雪の深さ	5cm以上	20cm以上	暴風雪	平均風速	/		風雪	平均風速	
種類	基準要素	注意報	警報													
大雪	24時間の降雪の深さ	5cm以上	20cm以上													
暴風雪	平均風速	/														
風雪	平均風速															

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>2 活動体制の確立</u></p> <p><u>市は、横浜地方気象台より大雪警報、暴風雪警報が市域に発表された場合、又は発表される状況が予想される場合には、被害を未然に防ぎ、又は発生する被害を軽減するため、速やかに応急活動ができるように初動体制を確立する。</u></p> <p><u>(1) 市は、気象状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(2) 市は、大雪により、大規模な交通の途絶など重大な都市機能の阻害が発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条に基づき、市災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>(3) 市は、災害対策本部を設置した場合には、県に災害対策本部設置状況等を報告する。</u></p> <p><u>(4) 市長は、災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行う。また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。</u></p> <p><u>3 情報の収集・連絡及び通信の確保</u></p> <p><u>(1) 情報の収集</u></p> <p><u>市は、横浜地方気象台から大雪に関する情報が発表された場合、テレビ、ラジオ、ライフライン関係機関、気象会社等から以下の内容について情報収集を行い、必要に応じて初動体制に入り、必要な措置を講じる。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>ア 大雪に関する気象情報</u></p> <p><u>イ 道路交通情報</u></p> <p><u>ウ 鉄道・バス運行情報</u></p> <p><u>エ ライフライン情報</u></p> <p><u>オ 市公共施設の状況</u></p> <p><u>カ 学校の状況</u></p> <p><u>キ 医療機関の状況</u></p> <p><u>(2) 市は、積雪の状況、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから県へ報告する。</u></p> <p><u>(3) 市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。</u></p> <p>4 除雪の実施</p> <p><u>市は、災害の発生を防止するため除雪を実施する。</u></p> <p><u>(1) 道路等の除雪・凍結防止活動</u></p> <p><u>ア 市は、道路交通を確保するため、積雪が予想される場合には各道路管理者と緊密に連携をとり、緊急輸送道路を補完する道路、坂道、歩道橋、バス・コミュニティバス路線などにおいて重点的に除雪活動及び凍結防止活動を実施する。</u></p> <p><u>イ 市は、路上の障害物の除去、除雪の実施について、警察及び自衛隊等と必要に応じて協力して、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>ウ 消防本部は、消防水利確保のため消火栓及び防火水槽周辺の除雪活動を行う。</u></p>	


修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>エ 市は、状況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。</u></p> <p>5 災害広報の実施</p> <p><u>(1) 市は、市民等への広報の実施等により、除排雪に伴う雪下ろし中の事故等の二次災害の防止に十分留意するよう周知する。</u></p> <p><u>(2) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設、公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達を行う。</u></p> <p><u>(3) 情報伝達に当たっては、市民が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車、市ホームページ、PSメール等によるほか、FMやまと、J:COM、通信社、新聞社等の協力を得て的確に提供するように努める。</u></p> <p>6 避難支援</p> <p><u>(1) 避難誘導の実施</u></p> <p><u>ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に必要なに応じて避難準備情報の発表又は避難の勧告、指示を行う。</u></p> <p><u>イ 市は、避難誘導に当たって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p><u>(2) 帰宅困難者への対応</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>ア 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行う。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供する。</u></p> <p>7 交通の確保</p> <p><u>市は、積雪による交通障害が発生するおそれがある場合には、県及び警察と協力して、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和に努める。</u></p> <p><u>(1) 県警察は、危険防止を図るとともに、道路交通の状況等に対応した交通規制を行い、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するほか、必要な場合には放置車両の撤去、警察車両による先導を行い、緊急交通路の確保を行う。</u></p> <p><u>(2) 道路管理者は、異常気象時における事故を未然に防止するため、他の道路管理者及び県警察と協議のうえ、道路及び気象の状況に応じた規制区間毎の道路規制基準を定める。</u></p> <p><u>(3) 道路通行規制の種類は、通行止め、チェーン規制、通行注意の3種類とする。</u></p> <p><u>(4) 市及び県警察は、交通規制を実施したときは、市民に周知を図る。</u></p> <p><u>(5) 市は、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、国土交通大臣又は神奈川県知事から道路啓開の指示がなされたときには速やかに対応する。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
その他 ②	<p style="text-align: center;">第 8 節 火山対策</p> <p><u>日本には 110 の活火山があり（活火山とは、「概ね 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山」と火山噴火予知連絡会により定義されている）、そのうち、火山噴火予知連絡会により選定された全国 47 の活火山については、気象庁が 24 時間体制で監視（常時監視）を行っている。</u></p> <p><u>近年の火山災害としては、死者・行方不明者 43 人の被害を発生させた 1991 年 6 月 3 日の雲仙・普賢岳噴火、2014 年 9 月 27 日に死者・行方不明者 63 人の被害を発生させた御嶽山噴火が挙げられる。</u></p> <p><u>大和市に影響を及ぼす可能性がある活火山としては、箱根山と富士山が挙げられ、本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約 40km、富士山は山頂から本市境まで約 65km の位置にある。</u></p> <p>第 1 本計画で対象とする噴火現象</p> <p>1 火山の噴火により発生する現象</p> <p><u>大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流」及び「火砕流」の流出や、「噴石」（火山岩塊、火山れき）及び「火山灰」の噴出等が発生するとされている。</u></p> <p><u>溶岩流：マグマが、火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。通過域を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化する。流下速度は、比較的遅く基本的に人の足による避難が可能である。</u></p>	(新設)

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>火砕流</u>：高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。流下速度は時速数十 km から百数十 km、温度は数百℃にも達する。火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要となる。</p> <p><u>火山岩塊</u>:爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 50cm 以上の大きな岩石等で、被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷、建造物が破壊される災害が発生している。</p> <p><u>小さな噴石</u>：噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のもの。粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。風下側で噴火に気付いたら屋内等に退避することで身を守ることができる。</p> <p><u>火山灰</u>：直径 2mm 以下の噴出物を火山灰といい、広域に降下・堆積して広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p> <p>2 本計画で対象とする噴火</p> <p><u>本市においては、活火山からの距離上、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による降灰の影響が大きいと予測される。</u></p> <p><u>1707 年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされているが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていない。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされている。</u></p> <p><u>箱根山については、有史以降、本市に影響する噴火が発生していない</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>こと、発生した場合にあっても富士山の宝永噴火ほどの影響はないと考えられるため、本計画では、富士山で発生した過去最大規模の噴火（宝永噴火等：約7億m³）を対象とする。</u></p> <p><u>第2 降灰被害予測</u></p> <p><u>1 火山灰とは</u></p> <p><u>火山灰は、噴火の際に、火山から放出される物質のうち、直径が2mm以下のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子までである。</u></p> <p><u>火山のすぐ近くでは非常に熱いことがあるが、大気で冷却されるため、火山から遠くに降り積もる時には冷却されている。</u></p> <p><u>2 火山灰の成分等の特質</u></p> <p><u>「灰」というと燃えかすのようなものが想像されるが、実態としては、軽石や岩石が砕かれたものであり、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれている。また、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることがある。この皮膜は、降雨等により取り除かれるが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響を生じることがある。そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがある。</u></p> <p><u>3 大量の火山灰の堆積予測図</u></p> <p><u>下図は、宝永規模の富士山噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>わせた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書から引用）であり、本市においては噴火時の風向によっては、30cm の火山灰が堆積する可能性があることを示している。また、次の表では降灰量からの影響を記載している。</u></p>  <p>The map shows the predicted volcanic ash fall accumulation around Tokyo. It features four concentric, irregularly shaped zones representing different ash fall heights: 2cm (outermost, blue outline), 10cm (green outline), 30cm (red outline), and 50cm (innermost, purple outline). The zones are centered on the Tokyo metropolitan area, with the 50cm zone covering the core urban area and the 2cm zone extending to the surrounding regions. The map includes geographical features like the Tone River and Sagami Bay.</p>	

修正項目番号	修正後	修正前																																		
	<p>《被害の想定》（富士山火山防災対策協議会）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 357 506 501">降灰量 (積もった厚さ)</th> <th data-bbox="506 357 633 501">規模</th> <th data-bbox="633 357 952 501">想定される被害など</th> <th data-bbox="952 357 1144 501">対処法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 501 506 552">6.4 cm</td> <td data-bbox="506 501 633 552" rowspan="3">極めて 大量</td> <td data-bbox="633 501 952 552">60%の木造家屋が全壊</td> <td data-bbox="952 501 1144 552" rowspan="3">堅固な建物 に避難</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 552 506 603">5.0 cm</td> <td data-bbox="633 552 952 603">30%の木造家屋が全壊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 603 506 699">3.2 cm</td> <td data-bbox="633 603 952 699">降雨時、30%の木造家屋が全壊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 699 506 798">3.0 cm</td> <td data-bbox="506 699 633 798">大量</td> <td data-bbox="633 699 952 798">降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり</td> <td data-bbox="952 699 1144 798">危険があれば避難</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 798 506 849">1.0 cm</td> <td data-bbox="506 798 633 849" rowspan="3">極めて 多量</td> <td data-bbox="633 798 952 849">降雨時、土石流が発生</td> <td data-bbox="952 798 1144 849" rowspan="3">屋内退避</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 849 506 900">5 cm</td> <td data-bbox="633 849 952 900">道路が通行不能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 900 506 995">2 cm</td> <td data-bbox="633 900 952 995">何らかの健康被害が発生する恐れあり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 995 506 1046">1 mm 以上</td> <td data-bbox="506 995 633 1046">多量</td> <td data-bbox="633 995 952 1046">車の運転は控える</td> <td data-bbox="952 995 1144 1046" rowspan="3">外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1046 506 1142">1 mm 未満</td> <td data-bbox="506 1046 633 1142">やや多量</td> <td data-bbox="633 1046 952 1142">車は徐行運転となる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1142 506 1238">0.1mm 未満</td> <td data-bbox="506 1142 633 1238">少量</td> <td data-bbox="633 1142 952 1238">車のフロントガラスに灰が積もる</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 その他の被害や特徴</p> <p>《降灰の特徴及び課題》（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）</p>	降灰量 (積もった厚さ)	規模	想定される被害など	対処法	6.4 cm	極めて 大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物 に避難	5.0 cm	30%の木造家屋が全壊	3.2 cm	降雨時、30%の木造家屋が全壊	3.0 cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難	1.0 cm	極めて 多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避	5 cm	道路が通行不能	2 cm	何らかの健康被害が発生する恐れあり	1 mm 以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護	1 mm 未満	やや多量	車は徐行運転となる	0.1mm 未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	
降灰量 (積もった厚さ)	規模	想定される被害など	対処法																																	
6.4 cm	極めて 大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物 に避難																																	
5.0 cm		30%の木造家屋が全壊																																		
3.2 cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊																																		
3.0 cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難																																	
1.0 cm	極めて 多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避																																	
5 cm		道路が通行不能																																		
2 cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり																																		
1 mm 以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護																																	
1 mm 未満	やや多量	車は徐行運転となる																																		
0.1mm 未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる																																		

修正項目番号	修正後	修正前								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 248 477 304">項目</td> <td data-bbox="477 248 1144 304">留意すべき特徴、対応上の課題</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 304 477 360">発生条件</td> <td data-bbox="477 304 1144 360">高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 360 477 459">発生時間</td> <td data-bbox="477 360 1144 459">噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 459 477 1417">危険性</td> <td data-bbox="477 459 1144 1417"> <p>直接死傷する危険性はほとんどない。</p> <p>火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量に積もる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。</p> <p>体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。</p> <p>降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。</p> <p>降灰により道路上で車両が立ち往生した場合には、その後の道路確保を困難にする。</p> <p>交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。</p> <p>交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。</p> <p>東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。</p> <p>経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。</p> <p>健康被害（気管支など）が多数発生する。</p> <p>積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。</p> </td> </tr> </table>	項目	留意すべき特徴、対応上の課題	発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。	発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。	危険性	<p>直接死傷する危険性はほとんどない。</p> <p>火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量に積もる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。</p> <p>体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。</p> <p>降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。</p> <p>降灰により道路上で車両が立ち往生した場合には、その後の道路確保を困難にする。</p> <p>交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。</p> <p>交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。</p> <p>東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。</p> <p>経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。</p> <p>健康被害（気管支など）が多数発生する。</p> <p>積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。</p>	
項目	留意すべき特徴、対応上の課題									
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。									
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。									
危険性	<p>直接死傷する危険性はほとんどない。</p> <p>火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量に積もる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。</p> <p>体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。</p> <p>降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。</p> <p>降灰により道路上で車両が立ち往生した場合には、その後の道路確保を困難にする。</p> <p>交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。</p> <p>交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。</p> <p>東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。</p> <p>経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。</p> <p>健康被害（気管支など）が多数発生する。</p> <p>積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。</p>									

修正項目番号	修正後	修正前										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 248 477 400"></td> <td data-bbox="477 248 1144 400"> <p>降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 400 477 456"></td> <td data-bbox="477 400 1144 456"> <p>土石流・浸水被害が続く。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 456 477 655"> <p>範囲</p> </td> <td data-bbox="477 456 1144 655"> <p>大量の降灰は、高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。</p> <p>きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 655 477 807"> <p>対応</p> </td> <td data-bbox="477 655 1144 807"> <p>30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 807 477 903"> <p>復旧</p> </td> <td data-bbox="477 807 1144 903"> <p>復旧道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる</p> </td> </tr> </table> <p>第3 災害予防対策</p> <p>1 火山情報の伝達体制</p> <p>気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定した富士山や箱根山などの全国47の活火山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を発表する。本市には、横浜地方気象台より神奈川県を通じて情報が伝達される。</p> <p>(1) 火山現象に関する警報等の概要</p> <p>ア 噴火警報等の種類と発表</p>		<p>降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。</p>		<p>土石流・浸水被害が続く。</p>	<p>範囲</p>	<p>大量の降灰は、高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。</p> <p>きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能</p>	<p>対応</p>	<p>30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。</p>	<p>復旧</p>	<p>復旧道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる</p>	
	<p>降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。</p>											
	<p>土石流・浸水被害が続く。</p>											
<p>範囲</p>	<p>大量の降灰は、高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。</p> <p>きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能</p>											
<p>対応</p>	<p>30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。</p>											
<p>復旧</p>	<p>復旧道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる</p>											

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>(ア) 噴火警報</u></p> <p><u>居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称（※）で発表される。</u></p> <p><u>※名称は、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となる。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられている。</u></p> <p><u>(イ) 噴火予報</u></p> <p><u>火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表される。（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表）</u></p> <p><u>イ 富士山の噴火警戒レベル</u></p> <p><u>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標である。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。</u></p> <p><u>なお、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地域の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。</u></p>	

修正項目番号	修正後					修正前
	富士山の噴火警戒レベル					
予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	市民等の行動及び登山者・入山者等への対応	予想される現象等	
	噴火警報 (特別警報)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は、状況に応じて設定) <ul style="list-style-type: none"> ◆宝永(1707年)噴火の事例 <ul style="list-style-type: none"> 12月18日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 ◆その他の噴火事例 <ul style="list-style-type: none"> ・貞観噴火(864～865年) <ul style="list-style-type: none"> 北西山腹から噴火。溶岩流が約8kmまで到達 ・延暦噴火(800～802年) <ul style="list-style-type: none"> 北西山腹から噴火。溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危)。 <ul style="list-style-type: none"> ◆宝永(1707年)噴火の事例 <ul style="list-style-type: none"> 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)地震多発、東京など広域で揺れ 	
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。 <ul style="list-style-type: none"> ◆宝永(1707年)噴火の事例 <ul style="list-style-type: none"> 12月14日まで(噴火開始数日前)山麓で有感となる地震が発生 	
火口周辺警報(警報)	居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生されると予想される。	登山禁止、入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 <ul style="list-style-type: none"> ◆宝永(1707年)噴火の事例 <ul style="list-style-type: none"> 12月3日以降(噴火開始十数日前)山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。 	
	火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生されると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 <ul style="list-style-type: none"> ◆過去事例 該当する記録なし 	
噴火予報	火口内等	1(平時)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。 	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>ウ 降灰予報</u></p> <p><u>気象庁より、噴火前、噴火直後、噴火後の時機に合わせて、以下の3種類の降灰予報が市町村ごとに発表される。</u></p> <p><u>(ア) 降灰予報 (定時)</u></p> <p><u>噴火のおそれがある火山周辺で定期的に発表される。噴火した場合に計画的な対応行動がとれるよう、予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲等が発表される。</u></p> <p><u>(イ) 降灰予報 (速報)</u></p> <p><u>噴火後速やかに (5~10分程度で) 発表される。噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が発表される。</u></p> <p><u>(ウ) 降灰予報 (詳細)</u></p> <p><u>噴火の観測情報 (噴火時刻、噴煙高など) を用いて、「やや多量」以上の降灰地域が予想された場合に、噴火後 20~30分程度で発表される。降灰量に応じた適切な行動をとれるよう、噴火発生から6時間先まで (1時間ごと) に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が発表される。</u></p> <p><u>2 災害応急対策への備え</u></p> <p><u>(1) 情報の収集・伝達体制の充実</u></p> <p><u>ア 神奈川県や関係機関との情報の収集・伝達体制の整備を図る。</u></p> <p><u>イ 災害時優先電話の増強、防災行政無線・MCA無線機・衛星携帯電話の整備、アマチュア無線団体との連携強化など、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備を進める。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>ウ 発災時の円滑な情報の受伝達のため、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練の実施などに努める。</u></p> <p><u>エ 市民等に対し、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を提供するため、広報誌、市ホームページ、やまとPSメール、協定先（FMやまと、J:COM チャンネル、Yahoo!サービス）等を通じて広報を実施する。</u></p> <p><u>(2) 降灰への対策の推進</u></p> <p><u>ア 市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、市民の安全や生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進める。</u></p> <p><u>イ 市は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、降灰による道路の通行不能や停電などが発生した場合を想定した対策の検討を進める。</u></p> <p><u>ウ 市は、対策の推進に当たっては、地域の自主防災組織や事業所、ボランティア団体等の協力も必要であることから、それらとのつながりを育成・強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図る。</u></p> <p><u>エ 市は、要配慮者への情報提供や相談対応等が適切に行えるように体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取り組みが行えるよう支援を進める。</u></p> <p><u>オ 市は、火山灰の影響を軽減するため、長時間除灰作業等に従事する職員や施設等に必要な保護具等の確保に努める。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>(3) 市民等の災害対応力の向上</u></p> <p><u>ア 市は、市民や事業者等に対し、火山災害についての正しい理解が進むよう、火山災害に関する情報の提供や降灰等から身を守る手段についての普及啓発に努める。</u></p> <p><u>イ 市民は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、大規模断水など、ライフラインが寸断された場合にも生命を維持するため、最低3日分の飲料水（1人9リットル）や食料等を備蓄する必要がある。また日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、マスクや目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄、生活用水の汲み置き、地域での防災訓練等への参加、自主防災組織などを単位とした地域での降灰への対応要領の確認などに努める。</u></p> <p><u>ウ 事業所は、事業所内での対策の確立、防災資機材や最低3日分の飲料水、食糧等の備蓄など、従業員や来客の安全確保を図るとともに、その社会的責任を果たすため、事業所の資源や特性、組織力を活かし、地域の防災活動への参加や自主防災組織等との連携強化などに努める。</u></p> <p><u>エ 小・中学校では、児童・生徒等が火山災害から身を守れるよう、発達段階に応じた継続的な防災教育等を実施する。</u></p> <p><u>(4) 協定等の締結の促進</u></p> <p><u>ア 市は、道路等の除灰処理のため必要となる、他の自治体や関係する事業者との協定の締結を推進する。</u></p> <p><u>イ 市は、発災時、締結した協定を円滑に運用するため、関係する自</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>治体や事業者と平常時から図上・実動訓練等を行い、実践力、即応力の向上を図る。</u></p> <p>第4 応急・復旧対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置</p> <p><u>本市では、以下の基準に基づき、職員を動員して災害対策本部等を設置する。災害対策本部等では、情報の分析に基づく今後の対応方針等を協議し、必要な応急対策を行う。</u></p>	

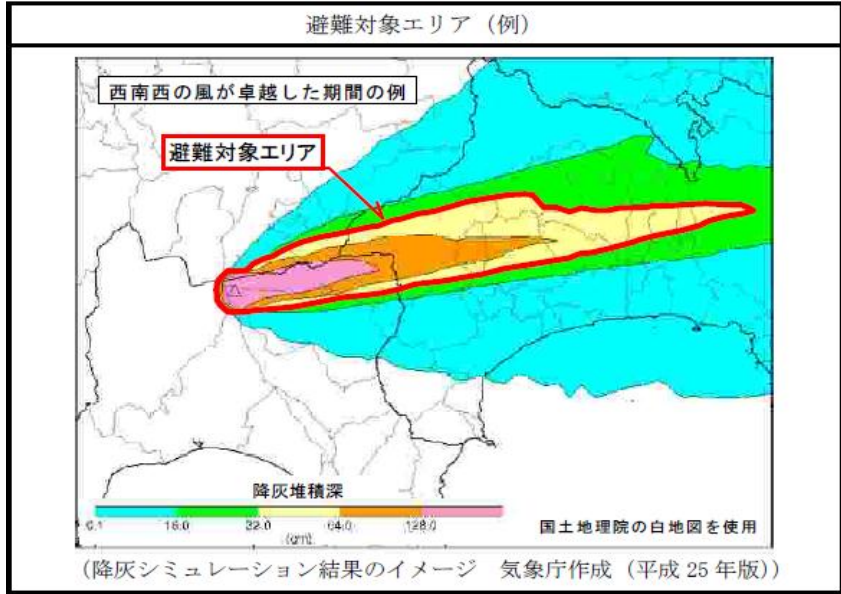
修正項目番号	修正後	修正前																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 309 286 552">予報・警報</th> <th data-bbox="286 309 336 552">レベル(キーワード)</th> <th data-bbox="336 309 439 552">体制</th> <th data-bbox="439 309 667 552">本市の活動内容</th> <th data-bbox="667 309 891 552">本部廃止基準</th> <th data-bbox="891 309 1115 552">参考：宝永噴火の事例 (1707年12月16日噴火開始)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 552 286 735">火口周辺警報</td> <td data-bbox="286 552 336 735">3 (入山規制)</td> <td data-bbox="336 552 439 735">災害警戒本部 警戒体制</td> <td data-bbox="439 552 667 735">気象庁・県等からの情報収集 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、事前の準備 市民等への広報</td> <td data-bbox="667 552 891 735">警戒レベルが2以下となったとき 降灰による影響がないと認められたとき 災害対策本部が設置されたとき</td> <td data-bbox="891 552 1115 735">12月3日以降 (噴火開始十数日前) 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 735 286 1102">噴火警報</td> <td data-bbox="286 735 336 919">4 (避難準備)</td> <td data-bbox="336 735 439 919">災害対策本部 第2号配備</td> <td data-bbox="439 735 667 919">災害に関する情報の収集 市域内の巡回警戒 火山灰への対策全般 (収集・運搬・処理、道路の除灰、健康被害への対策)</td> <td data-bbox="667 735 891 919">警戒レベルが3以下となったとき 市域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき</td> <td data-bbox="891 735 1115 919">12月14日以降 (噴火開始数日前) 山麓で有感となる地震が増加</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="286 919 336 1102">5 (避難)</td> <td data-bbox="336 919 439 1102">第3号配備</td> <td data-bbox="439 919 667 1102">市民等への広報</td> <td data-bbox="667 919 891 1102"></td> <td data-bbox="891 919 1115 1102">12月15日昼～16日午前 (噴火開始前日～直前) 地震多発、東京など広域で揺れ</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="237 1158 524 1190"><u>(2) 広域的な応援要請</u></p> <p data-bbox="300 1206 1144 1238">市長は、必要に応じて、神奈川県知事に対して広域応援を要請する。</p> <p data-bbox="237 1254 524 1286"><u>(3) 自衛隊派遣の要請</u></p> <p data-bbox="300 1302 1144 1334">市長は、必要に応じて、知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。</p> <p data-bbox="277 1350 1144 1382">市からの救援要請または災害状況の通知により、自衛隊が派遣された</p>	予報・警報	レベル(キーワード)	体制	本市の活動内容	本部廃止基準	参考：宝永噴火の事例 (1707年12月16日噴火開始)	火口周辺警報	3 (入山規制)	災害警戒本部 警戒体制	気象庁・県等からの情報収集 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、事前の準備 市民等への広報	警戒レベルが2以下となったとき 降灰による影響がないと認められたとき 災害対策本部が設置されたとき	12月3日以降 (噴火開始十数日前) 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。	噴火警報	4 (避難準備)	災害対策本部 第2号配備	災害に関する情報の収集 市域内の巡回警戒 火山灰への対策全般 (収集・運搬・処理、道路の除灰、健康被害への対策)	警戒レベルが3以下となったとき 市域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき	12月14日以降 (噴火開始数日前) 山麓で有感となる地震が増加		5 (避難)	第3号配備	市民等への広報		12月15日昼～16日午前 (噴火開始前日～直前) 地震多発、東京など広域で揺れ	
予報・警報	レベル(キーワード)	体制	本市の活動内容	本部廃止基準	参考：宝永噴火の事例 (1707年12月16日噴火開始)																					
火口周辺警報	3 (入山規制)	災害警戒本部 警戒体制	気象庁・県等からの情報収集 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、事前の準備 市民等への広報	警戒レベルが2以下となったとき 降灰による影響がないと認められたとき 災害対策本部が設置されたとき	12月3日以降 (噴火開始十数日前) 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。																					
噴火警報	4 (避難準備)	災害対策本部 第2号配備	災害に関する情報の収集 市域内の巡回警戒 火山灰への対策全般 (収集・運搬・処理、道路の除灰、健康被害への対策)	警戒レベルが3以下となったとき 市域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき	12月14日以降 (噴火開始数日前) 山麓で有感となる地震が増加																					
	5 (避難)	第3号配備	市民等への広報		12月15日昼～16日午前 (噴火開始前日～直前) 地震多発、東京など広域で揺れ																					

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>場合、活動地域の優先順位等について調整を図る。</u></p> <p><u>2 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、噴火に関する情報、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要である。そのため、情報伝達体制及び被害情報等の把握、広報等の要領については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 噴火警報等の通報及び伝達系統</u></p> <p><u>風水害対策編 第2章第5節 気象情報等の収集、伝達</u> <u>図【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統】参照</u></p> <p><u>(2) 関係機関等との情報受伝達体制</u></p> <p><u>風水害対策編 第2章第6節 被害情報等の収集、報告</u> <u>図【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統】参照</u></p> <p><u>(3) 市民への広報</u></p> <p><u>市は、富士山の噴火警戒レベル3が発表された場合に市民に対し、市ホームページや広報誌を通じて以下の内容を広報する。</u></p> <p><u>ア 大和市における降灰予測</u></p> <p><u>イ 火山灰の特性及び生活するうえでの注意事項</u></p> <p><u>ウ 降灰による健康被害防止に関する備え</u></p> <p><u>エ 除灰に関する事項</u></p> <p><u>オ 噴火警戒レベルに応じた噴火の状況及び安全情報等の提供</u></p> <p><u>3 火山現象からの避難</u></p> <p><u>(1) 影響が想定される範囲と避難を要する範囲</u></p>	

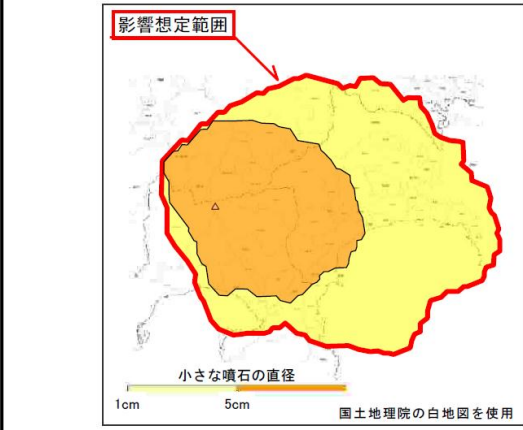
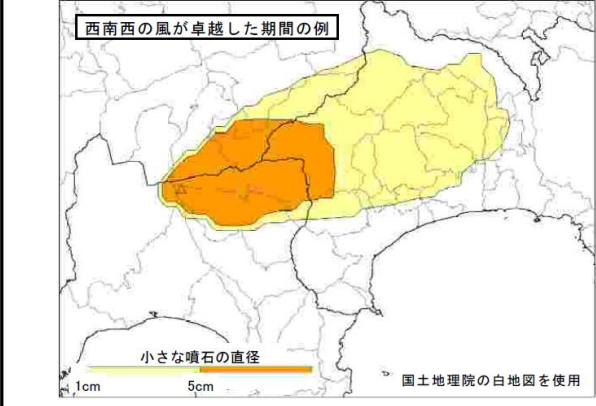
修正項目番号	修正後	修正前
	<p data-bbox="219 260 1144 387"><u>富士山火山防災対策協議会が策定した「富士山火山広域避難計画」における影響が想定される範囲「影響想定範囲」と避難を要する範囲「避難対象エリア」を採用する。対象となる火山現象は降灰及び小さな噴石とする。</u></p> <div data-bbox="264 496 1097 735"> <p>The diagram, titled '概念図' (Conceptual Diagram), illustrates the relationship between two ranges. On the left, a large light green oval represents the '影響想定範囲' (Impact Assumed Range). Inside this oval, a smaller red oval represents the '避難対象エリア' (Evacuation Target Area). To the right of the diagram are two boxes. The top box is light green and labeled '火山現象の影響が想定される範囲 (富士山ハザードマップの可能性マップ等)' (Range where volcanic phenomena are assumed to have an impact (e.g., Mt. Fuji Hazard Map, Possibility Map)). A black line connects this box to the '影響想定範囲' oval. The bottom box is red and labeled '避難を要する範囲' (Range where evacuation is required). A red line connects this box to the '避難対象エリア' oval.</p> </div> <p data-bbox="230 799 584 831"><u>(2) 避難開始時期と避難先</u></p> <p data-bbox="219 847 1144 975"><u>避難開始時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、以下の表のとおり整理される。</u></p> <p data-bbox="219 991 1144 1118"><u>本市が対象とする降灰と小さな噴石については、比較的時間の猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所へ避難することとする。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前									
	<table border="1" data-bbox="241 304 965 659"> <thead> <tr> <th></th> <th>時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】</th> <th>時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】</td> <td> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">火口形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">降灰後土石流</div> </div> </td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div> </td> </tr> <tr> <td>生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">小さな噴石</div> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="257 660 965 703">※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。</p> <p data-bbox="230 805 504 837"><u>(3) 降灰からの避難</u></p> <p data-bbox="215 853 1149 981"><u>市は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、直ちに、警戒区域の設定、避難勧告・指示の発令等の避難に関する措置を実施する。</u></p> <p data-bbox="215 997 1149 1173"><u>降灰により生命に直ちに危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備又は屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への屋内退避を行うこととする。</u></p> <p data-bbox="215 1189 1149 1316"><u>特に、避難等の判断に当たっては、層厚 30cm 以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm 以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意する。</u></p> <p data-bbox="241 1332 645 1364"><u>ア 降灰避難対象エリアの設定</u></p> <p data-bbox="241 1380 1149 1412"><u>降灰避難対象エリアの設定は、下表の基準をもとに判断される。本市は、</u></p>		時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】	生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">火口形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">降灰後土石流</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div>	生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">小さな噴石</div>	
	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】									
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">火口形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">降灰後土石流</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div>									
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">小さな噴石</div>									

修正項目番号	修正後	修正前								
	<p data-bbox="219 258 1146 341"><u>影響想定範囲に含まれ、風向によって降灰量は 30cm 以上と予測されるため、避難対象エリアとなる。</u></p> <table border="1" data-bbox="219 405 1146 679"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 405 506 464">避難対象</th> <th data-bbox="506 405 1142 464">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 464 506 563">影響想定範囲</td> <td data-bbox="506 464 1142 563">降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2cm 以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 563 506 622">避難対象エリア</td> <td data-bbox="506 563 1142 622">降灰堆積深が 30cm 以上になると想定される範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 622 506 679">屋内待避対象エリア</td> <td data-bbox="506 622 1142 679">降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="219 801 1146 884"><u>実際の噴火時の状況によって、避難対象エリアが下表の例のように決定される。</u></p>	避難対象	説明	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2cm 以上）	避難対象エリア	降灰堆積深が 30cm 以上になると想定される範囲	屋内待避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲	
避難対象	説明									
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2cm 以上）									
避難対象エリア	降灰堆積深が 30cm 以上になると想定される範囲									
屋内待避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲									

修正項目番号	修正後	修正前
	<p style="text-align: center;">避難対象エリア (例)</p>  <p>(降灰シミュレーション結果のイメージ 気象庁作成 (平成 25 年版))</p> <p><u>(4) 小さな噴石からの避難</u></p> <p><u>小さな噴石は、風の影響を受ける小さな岩塊、火山れき及び密度が低い軽石であり、風の影響を受け火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。</u></p> <p><u>ア 影響想定範囲</u></p> <p><u>影響想定範囲は、富士山上空で卓越する4風向（西南西、西、西北西、北西）について気象庁がシミュレーション（平成 25 年版）して合成した結果、直径 1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする。実際に</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前				
	<p><u>は4風向以外の風も現れるが、出現する可能性が高い4風向に限定して、影響想定範囲を設定した。</u></p> <p><u>小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。</u></p> <table border="1" data-bbox="248 555 1115 702"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 555 497 624">避難対象</th> <th data-bbox="497 555 1115 624">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 624 497 702">影響想定範囲</td> <td data-bbox="497 624 1115 702">1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 避難開始基準</u></p> <p><u>小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内退避とする。</u></p> <p><u>ウ 避難先</u></p> <p><u>小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから、影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。</u></p>	避難対象	説明	影響想定範囲	1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲	
避難対象	説明					
影響想定範囲	1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲					

修正項目番号	修正後	修正前
	<p data-bbox="548 268 660 288">影響想定範囲</p>  <p data-bbox="392 320 510 341">影響想定範囲</p> <p data-bbox="459 678 577 699">小さな噴石の直径</p> <p data-bbox="392 710 577 730">1cm 5cm</p> <p data-bbox="616 718 795 738">国土地理院の白地図を使用</p> <p data-bbox="286 758 922 821">※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成</p> <p data-bbox="465 826 734 847">小さな噴石の降下予想範囲（例）</p>  <p data-bbox="353 885 616 906">西南西の風が卓越した期間の例</p> <p data-bbox="421 1220 539 1241">小さな噴石の直径</p> <p data-bbox="353 1252 539 1273">1cm 5cm</p> <p data-bbox="683 1236 862 1257">国土地理院の白地図を使用</p> <p data-bbox="302 1284 896 1305">（小さな噴石シミュレーション結果のイメージ 気象庁作成（平成25年版））</p> <p data-bbox="286 1316 922 1364">※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）</p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>(5) 警戒区域の設定、避難に関する措置</u></p> <p><u>市長は、噴火後に発表される避難対象エリアから、必要に応じて災害対策基本法第 63 条に基づいて警戒区域の設定を行う。警戒区域を設定した際には、関係機関へ報告する。</u></p> <p><u>また、30cm 以上の降灰で降雨があった場合は、木造家屋が全壊するおそれがあることや、10cm 以上で土石流が発生するおそれがあることに留意し、必要に応じて避難所を開設して避難準備情報・勧告・指示を発令する。</u></p> <p>4 消防活動</p> <p><u>消防活動は、次の事項に配慮して実施する。</u></p> <p><u>(1) 道路、屋根等が滑りやすくなるなど、降灰による影響を考慮した活動を実施する</u></p> <p><u>(2) 消防本部は、消防水利確保のため消火栓及び防火水槽周辺の除灰活動を行う。</u></p> <p><u>(3) 消火栓の水圧低下や河川等への降灰によるポンプ等への影響を考慮した活動を実施する</u></p> <p><u>(4) 通行可能な道路を随時把握し、あらかじめ出場経路等の選定を行う。</u></p> <p><u>(5) 消防・救急活動等に必要な電子機器等の火山灰からの防護措置を実施する。</u></p> <p><u>(6) 災害件数等の増加に備え、適切な部隊運用を行うとともに、災害現場付近の市民等の協力を得るなど、状況に応じた効率的かつ円滑な活動ができるよう配慮する。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p>5 警備と交通対策</p> <p><u>降灰による被害等の発生時には、交通の混乱等の様々な社会的な混乱が予想される。そのため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震災害対策計画編第2章第10節を準用して、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持など、治安の維持に万全を期する。</u></p> <p>6 救援・救護・市民生活の安定</p> <p><u>(1) 交通機関の応急・復旧対策</u></p> <p><u>ア 道路</u></p> <p><u>(ア) 降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知する。必要に応じて、道路法第46条に基づく交通規制を実施し、除灰活動、障害物の除去等を行い、その復旧を図る。除灰作業を行う優先順位は、原則として、次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 緊急交通路・緊急輸送道路・緊急輸送道路を補完する道路</u></p> <p><u>b 坂道、歩道橋</u></p> <p><u>c バス・コミュニティバス路線</u></p> <p><u>d その他交通量が多い道路等、市民生活の早期安定のため市長が必要と認める道路</u></p> <p><u>(イ) 道路の除灰に当たっては、協定等を活用し、道路清掃事業者や建設事業者に対し除灰作業への協力を要請する。</u></p> <p><u>(ウ) 必要に応じて、他都市に対し相互応援協定等に基づく、人員及び資機材の応援を要請する。</u></p> <p><u>(エ) 除灰作業の実施に当たっては、道路の側溝等に流さないよう留意す</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>る。万一流入した場合は、事業者等の協力を得るなどして、早期に除去作業を行う。</u></p> <p><u>(オ) 車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、国土交通大臣又は神奈川県知事から道路啓開の指示がなされたときには速やかに対応する。</u></p> <p><u>イ 鉄道</u></p> <p><u>降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、早期の復旧を図る。</u></p> <p><u>また、鉄道施設が被害を受けた場合には、帰宅困難者が発生することから、市は「地震災害対策計画編」第2章第11節避難対策を準用し、対応する。</u></p> <p><u>(2) 宅地等の降灰対策</u></p> <p><u>宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれの所有、管理等を行う者が実施する。</u></p> <p><u>ア 宅地等</u></p> <p><u>(ア) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集する。</u></p> <p><u>(イ) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。</u></p> <p><u>イ 河川</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>(ア) 河川の監視・警戒</u></p> <p><u>a 常時監視</u> 市は、<u>随時、河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、必要な措置を実施する。</u></p> <p><u>b 非常警戒</u> 多量の降灰が予測されるときは、<u>監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。</u></p> <p><u>c 重要水防区域及び箇所等、その他の重点警戒箇所常時監視警戒及び非常警戒に当たっては、特に次の箇所を重点として行う。</u></p> <p><u>(a) 重要水防区域及び箇所</u></p> <p><u>(b) 浸水想定区域</u></p> <p><u>(c) 護岸工事等の施工中の箇所、浸水履歴のある箇所</u></p> <p><u>(イ) 河床上昇による洪水への対策</u> <u>風水害対策編第2章第11節水防対策に定めるほか、必要に応じて次のとおりの対応を実施する。</u></p> <p><u>a 横浜地方気象台は、降灰の状況に応じて、大雨警報・注意報の暫定運用基準を検討し、運用する。</u></p> <p><u>b 市は、横浜地方気象台や県の助言を参考に、大雨による避難勧告等の発令を検討する。</u></p> <p><u>(ウ) 除灰</u> <u>河川管理者は、降灰により、河床上昇が発生し、浸水が発生する可能性が高い箇所や浸水により被害が大きくなると予測される箇所を優先として、順次河床に堆積した火山灰の除灰を実施する。</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>ウ 農作物・畜産</u></p> <p><u>市は、生産者等に対し、次のとおり処置を行うよう周知する。</u></p> <p><u>(ア) 野菜、花木</u></p> <p><u>a 応急処置</u></p> <p><u>作物、ビニール、トンネル等の灰を落とすとともに、土壌の酸度矯正等の処置を実施</u></p> <p><u>b 事後措置</u></p> <p><u>収穫物、ビニールハウスの洗浄、ビニールの取替、有機物等を用いた土壌改良、追肥・中耕、代替作物の作付けなどを実施</u></p> <p><u>(イ) 果樹</u></p> <p><u>a 応急処置</u></p> <p><u>樹体の除灰を実施</u></p> <p><u>b 事後措置</u></p> <p><u>土壌の矯正、降灰の園外への排出などを実施</u></p> <p><u>(ウ) 畜産</u></p> <p><u>a 応急処置</u></p> <p><u>降灰直後の家畜への飼料作物の給与を控えるとともに、畜舎の除灰、土壌矯正を実施</u></p> <p><u>b 事後措置</u></p> <p><u>青刈り、牧草類は降灰をよく落としてから与え、多量に付着している場合は給与を控える</u></p> <p><u>(3) 健康被害への対策</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>ア 健康被害対策の基本</u></p> <p><u>次の事項について、市民等に対し広報を実施する。</u></p> <p><u>(ア) マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護する。</u></p> <p><u>(イ) 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流す。</u></p> <p><u>また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控える。</u></p> <p><u>(エ) 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化のおそれがあるため、外出を極力控える。</u></p> <p><u>イ 除灰作業従事者等の保護</u></p> <p><u>市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮する。</u></p> <p><u>7 火山灰の収集及び処分等</u></p> <p><u>(1) 火山灰の収集及び運搬</u></p> <p><u>ア 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行うものとする。なお、集積場所等への運搬開始の時期については、市が道路除灰状況等を勘案し指示する。</u></p> <p><u>イ 市は、収集した火山灰を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保する。なお、仮置き場の選定に当たっては、市域の降灰状況等を勘案し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定し、必要に応じて、1次、</u></p>	

修正項目番号	修正後	修正前
	<p><u>2次仮置き場の指定についても配慮する。</u></p> <p><u>ウ 宅地の降灰については、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、集積された火山灰の仮置き場までの運搬については、市又は収集請負業者等が行うものとする。</u></p> <p><u>エ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。</u></p> <p><u>オ 宅地以外に降った火山灰については、市が指定する仮置き場等に集積することとし、その運搬は各施設等の管理者が行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保</u></p> <p><u>ア 火山灰の処分方法については、関係機関との検討などを踏まえ、今後詳細に定める。</u></p> <p><u>イ 市は、処分場について、市内での選定を行うとともに、広域的な処分についても、国や県との協議を進めていくものとする。</u></p>	